

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第 11 回上川部会議事録

日 時 平成 14 年 11 月 14 日 (木) 午前 10 時 00 分から午後 3 時 30 分まで
場 所 茅野市役所 大ホール
出席者 植木部会長以下 11 名 (五十嵐委員、山田委員、両角委員欠席)

開 会

田中治水・利水検討室長

長野県治水・利水ダム等検討委員会 第 11 回上川部会を開催いたします。開会にあたりまして植木部会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。

植木部会長

おはようございます。毎週毎週、御苦勞様です。いよいよ、次回公聴会に向けて今日はその案作りということが大きな課題になっております。それに多分大方の時間を費やすだろうと。それからもう 1 点、前回の部会で現地を見ましようというような意見が複数の方から出されました。そのことについて後半少し皆様と議論してみたいと思っております。出来るだけ早く会議が終了するように努力してまいりたいと思ひますので御協力の程をよろしくお願ひいたします。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございました。本日、出席議員は 14 名中 11 名でございます。条例の規定によりまして、本部会は成立致しました。それから議事に入る前に資料の確認をお願いしたいと思ひますが、番号をふってございます。資料 1、資料 2、資料 2 は A3 版ですね、それから資料 3、1 枚の A4 の紙、それから資料 4 は欠番です。それから藤澤委員さんからの資料 5、最後に高田委員さんからの資料という事でございます。もしなければご連絡いただきたいと思ひます。それでは部会長、進行のほうをお願いいたします。

議 事

植木部会長

それでは議事に入ります前に、本日の議事録署名人をお願い致したいと思ひます。藤澤委員と宮坂委員のお二人をお願いいたします。よろしくお願ひします。それではまず議事の一つ目、公聴会についてでございます。最初に財政ワーキンググループの報告があります。幹事の方からよろしくお願ひ致します。事務局ですか。

事務局 (治水・利水検討室 荻野企画員)

事務局の方から財政ワーキンググループの報告をさせていただきます。本来ですと、五十嵐委員が参って報告すべきなのですが、本日欠席のため事務局から報告することを五十嵐委員より了解頂いております。資料の 1 になりますので御覧下さい。財政試算を行うに当り断面を決定しなければいけないのですが、そのためにまず流量を決める必要があります。先日示された部会長案のおよそ 50 分の 1 という表現ですと流量が決められないため、試算を行うに当り安全度については 50 分の 1 として計算を行っております。では財政ワーキンググループ報告を読ませていただきます。はじめに上川について部会におけるこれまでの審議経過と合意に基づいて上川流域総合治水対策案 (以下、対策案という) について費用を試算すると別紙 1 のようになる。この試算は以下の前提で作られている。ア、それぞれの案について従来から用いられてきている計算方法に基づき、概算費用を算出した。また実施にあたっては詳細な調査設計が必要であり、その結果によっては対策方法の変更もありうる。イ、治水安全度については河川改修でおよそ 50 分の 1 に対応し、流域対策を加えて 100 分の 1 に対応する。また基本高水については河口部で治水安全度 50 分の 1 で 1130 m³/s とした。ウ、対策案の費用は現時点での概算費用を計上しているが、状況によっては今後増減することもありうる。エ、事業の採択要件、及び補助率などについては 2002 年 4 月現在とする。オ、ダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用について、返還が必要となるかどうか現在のところ判断でき

ない。カ、長谷工コーポレーションからダム建設が出来ない場合には八億六千六百五十二万三千円を返還して欲しい旨の要望がある。キ、補助事業の県負担部分の起債充当分については繰上げ償還を求められることが考えられるが現在のところ判断できない。ク、治水対策案の維持管理に要する費用としては土砂搬出費、老朽化に伴う補修費用等が考えられる。しかしながらこれまで例がないことや対象期間が未定のため算出できない。ケ、災害発生の場合、県などに損害賠償の義務が発生するのか、その額がいくらになるのかについてはいずれも現時点では判断できない。試算結果、1 河川改修。上述のように河川改修については治水安全度 50 分の 1、河口部での基本高水流量毎秒 1 1 3 0 m³/s により試算を行った。この計画では神橋下流区間でのかなりの部分の高水敷は撤去する計画となっている。また神橋より上流区間では河床掘削を基本として一部区間では拡幅、堤防の高上等により流下能力を確保している。神橋での基本高水流量は毎秒 8 7 0 m³/s となっている。河川改修費は全体で 1 6 3 億円と試算した。2 水田貯留。水田貯留については以下の問題点があり事業費を算定することはできない。貯水を行うための畦畔の補強工事の工法、規模が確定できず算定できない。排水口の改良工法が確定できず算定できない。治水機能維持の為、畦畔管理、草刈り、補修等、水管理等の手間が増すと想定されるが、現時点では算定できない。また財政支援の必要性や規模は今後の調整による。水田施設の被災、或いは作物が被災した場合などの災害時の補償については、時期、規模が確定できず算定できない。3 遊水地、溜池の整備。遊水地や溜池の拡充、整備の工法、規模、位置等が確定できず事業費を算定することはできない。4 森林整備。森林整備については造林事業と治山事業について試算を行った。試算は現時点での整備に必要な金額を算定し、今後森林の生育が進むことにより再度必要となる整備については考慮していない。対象とした森林は流域内の民有林の人工林とした。造林事業の対象面積は 7 5 0 3 ヘクタールとし、治山事業の対象面積は 3 4 4 ヘクタールとした。治山事業については森林整備にかかる金額のみを対象としている。施設整備費については荒廃地の現地状況等を判断しないと算定できないため試算には含めていない。上記の条件により現時点での整備費は造林事業 7 . 1 億円、治山事業 0 . 8 億円、合計 7 . 9 億円となる。なお、国有林において 5 1 9 ヘクタールの人工林が森林整備の対象となるが、今回は試算を行っていない。5 一般家庭での雨水貯留。各戸貯留については設置基数が不明なため全体金額は算定できない。各戸貯留設置費用の助成制度は現在諏訪市、茅野市にはない。この為、今後制度の創設についての検討が必要となる。また諏訪市においては上川への直接流入がないため、上川に対する治水効果はない。なお各戸貯留施設の費用については一基当たり 5 万から 1 0 万円であり、諏訪市及び茅野市の世帯数はそれぞれ 2 万 9 2 3 戸、1 万 9 1 3 5 戸（平成 1 4 年 9 月現在）である。6 その他。ほ場整備区域内での水路の改修について流速緩和と環境に配慮した水路の研究、開発については今後の改修に当り関係者と十分な協議、合意形成により自然石水路などを提案、推進していくことが望まれるが、現時点では改修必要箇所の特定ができないため、全体金額は算定できない。3 まとめ。前記の試算については一定の前提及び仮定に基く試算であり、実施に当っては事前に詳細な調査を行うことが必要である。また新しい発想に基く事業についても今後その効果、実現性の検討を行い必要な措置を講じていくことが必要であろう。この試算を今後の部会審議の参考とし、更に検討していただきたい。資料としまして別紙 1 が河川改修費を県単独事業で行った場合の試算がされており、別紙 2 につきましては河川改修を広域基幹河川改修と想定して補助事業で行った場合の試算がされており、別紙 3 にダム中止に伴い必要となる可能性のある措置に要する費用がされており、以上が財政ワーキンググループからの報告です。続いて先程申しましたように試算するために断面等の構造について幹事からの説明をお願いいたします。

○植木部会長

それでは幹事の方からよろしくお願いいたします。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

それでは先程の説明の通り 50 分の 1 の確率流量を満足する高水敷の掘削とか、それから財政ワーキングで事業費を算出致しました概略の計画について図面を元に説明させていただきます。話の前に再度今までの高水敷の扱いについてちょっと整理させていただきたいのですが、高水敷の扱いについては今まで第 7 回で部会員さん達の意見を元に 50 分の 1 の確率流量を確保する計画イメージ図を叩き台として説明させていただきました。これが資料 2 のポンチ絵だったと思います。第 7 回の時なのですが、この時の案は A、B、D が両側ともすべて高水敷を掘削する案になっていました。それでまた C 区間は片側の掘削、中門との共有す

る区間については片側掘削で50分の1の確率流量を確保するような案で説明させていただいています。それでそれ以降この案に対して高水敷をどのように残していくかというものを今まで部会員さん達の意見をお聞きした中で流量を計算してきたもので議論をしていただいたと思います。前回では、第6回の資料を元に高水敷を横方向に、水平方向に半分掘削した場合の案、それから高さ方向に半分残す案、それについて説明させていただきました。この時のそれぞれの案は、半分掘削する場合は基本高水の1130 m³/s に対してまだ200 m³/s ばかり不足すると、流下能力として。それから高さ方向に半分掘削する案、これはA区間については10 m程高水敷が残るような形なのですが、100 m³/s 程度足りないと、50分の1の基本高水に対して。その間にも部分的な改修とか白狐堰の縦断勾配の修正とかそれぞれ微調整を行う中で流量をうちの方から出していただいております。再度今回出させていただく案につきましては、イメージ的なポンチ絵ということではあるのですが、河川管理者として河川改修の安全度は最低でも50分の1は確保した方がいいのではないかと、それから一方出来うる限り高水敷を残していく案ということも必要だということで2点が相反しているように思います。そんな中で部会長さんにご相談させていただきまして今回の資料を用意させていただきました。そういうことでこの資料を見ていただきたいと思います。それではこの資料なのですが、まずA区間ですが、これが諏訪湖の河口のところから新六斗橋の間です。この間約1.68キロメートルあります。ここでは上流の流下能力を大きくする方策として、ここの部分の流下能力を大きくする案と致しまして堤防の嵩上げ、それから高水敷の両側をすべて掘削して更に現在の河床を掘り下げます。それで絵を見ていただくと、多少杭を打ちまして3 m程の細部の調整で平場を設けさせていただいております。それで前回の部会の資料1-3では、これは100 m³/s 程足りない案なのですが、高水敷が約10 m程残す計画でしたが、今回の案50分の1確率流量を満足する為には、このような断面が必要になると思います。ここで細部の絵について説明させていただきます。堤防補強工ということで、ここでは計画高水位までを堤防補強工として護岸工を実施することになっています。前々から話しているのですが、ここの部分では流速が多少遅くなっていますので現時点では石とか木材を採用した工法でこういうことができるのかなという風に考えております。財政ワーキングの単価についてもそういうことでお金をはじいております。それから根固め工という、絵には木工沈床という言葉でかいてあるのですが、これは木製のものを組んで中を石で詰めていくというようなかたちで現在の段階では単価をはじいております。この根固めなのですが、これは護岸とか堤防なんかの足元といいますか、こういう構造物の下のところは深く掘れることが多くありますのでこれを防ぐ為に実施しております。また、この区間A区間では渋崎橋の架け替えを見込んでおります。それで木杭のイメージなのですが、諏訪市さんのラブリバーのところの木杭というのですか、そういうもので作っているイメージを考えていただければいいかと思えます。現在のところは木工沈床は入っておりません。この図では木工沈床を入れていくような形でやっております。次にB区間なのですが、ここでは右岸を拡幅するような案とさせていただきます。それに堤防の嵩上げ、それから高水敷を上半分をとっていき、上半掘削と言いますが、それから幅10 mの高水敷の掘削、これは低水路拡幅という言葉で表していいかと思えます。ただこの低水路拡幅については、すべての区間をやるわけではありません。それで平面的なものについては、後で説明させていただきます。それから更に河床についても掘り下げたいと。それで具体的な工法については、堤防補強工については先程のA区間と一緒になのですが、計画高水位までを施工範囲と致しましてここでは平常時の水の影響というものは先程のA案に比べれば少なくなってくるということで多少、中詰の石とかそういうものは軽減できるのかなと思っております。根固めについては先程A区間で説明させていただいたものと同じもので考えております。次にC区間なのですが、ここでも堤防の嵩上げ、それから高水敷の上半分の掘削、それから幅20 mの右岸の高水敷の掘削、これも低水路の拡幅ということですが、これも全区間ではありません。工法についてはB区間と同じ物を考えております。なおこの区間では車橋と飯島橋の2橋の架け替えが必要になってきます。次にD区間です。これはほとんどの区間が堤防の嵩上げと高水敷の上半掘削で流下能力が確保できるようになっているのですが一部の区間で高水敷の掘削、低水路の拡幅ですね。先程から言っている。それが出てくるという風に考えております。それから上流のE、F区間。これは神橋より上流の部分なのですがこれにつきましては、全延長の中で一部の区間について堤防の嵩上げ、拡幅、それから河床掘削、で流下断面を確保していく計画に成っております。それからこの上流になってきますと相当河床勾配がきつくなってきます。それによって水の流れが速くなってくるもので、護岸については下流より少し固いもので護岸工を実施する計画になってくるかと思えます。根固め等も同じことになってくるかと思えます。以上、断面について説明しましたが、続いて平面的な説明について後の図面で説明させ

ていただきます。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

只今、断面図で説明しました高水敷の掘削につきまして、平面的にどのような形状になるか御説明します。資料の 7 枚目を御覧頂きたいと思いますが、一番最後の紙になります。こちらに平面図をつけております。平面図の高水敷に着色してある部分が、撤去が必要になる区間でございます。下からいきますと、A 区間では、上川大橋から新六斗橋まで全区間に渡りまして左右岸の高水敷を撤去することになります。B 区間では、2 km 付近から上流の右岸の高水敷を幅 10 m で撤去致しまして、左岸側は 2.25 km 付近の白狐堰から上流の高水敷をやはりこちら幅 10 m で撤去するようになります。C 区間につきましては、次のページを見ていただきたいと思います。C 区間では鷹野橋から車橋の上流まで右岸の高水敷を幅 1.4 m から 2.0 m、延長で 800 m 程撤去するようになります。D 区間につきましては、広瀬橋の上の 5 km 付近で幅約 1.8 m、長さ 300 m 程度の三角形の部分の高水敷を撤去することとなります。以上です。

事務局（治水・利水対策室 荻野企画員）

以上で、財政ワーキンググループからの報告と致しますけれども、文章の方にも書いてありますように今回の試算はひとつの前提、仮定に基く試算でありまして、実施に当っては事前に詳細な調査を行うことが必要であり、その結果に当っては工法等の変更は当然起こりうるということです。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。財政ワーキンググループから私達の案に沿って数値的に出せるものは出してみました。それから河川改修においても今言いましたように基本的には 50 分の 1 の治水安全度を見てみた場合にこういうような形になるが、しかし詳細な検討が今後必要であって、いま描いたプラン通りになるかは計画段階、調査段階によって決定されるだろうということですね。ただしこれまで我々の議論の中心は高水敷を出来るだけ残すようなことで配慮は願いたいということ伝えております。その辺できわめて 50 分の 1 というものを想定した場合に、特に河口部分はややきついという幹事からの只今の報告もありましたが、その辺は今後の検討課題になるのだろうと私自身は思っております。それから財政の方を見ていただいて皆様方もおわかりのとおり算定不能というのがかなりでている。これは致し方ございません。具体的な場所だとか、工法が決定していない現在、出すことは出来ませんし、また新たな発想でやっている部分もありますので、他に事例がないためにそういった事例を引っぱることさえ出来なかったということがあります。従いましてこの辺も今後の課題になるかと思っております。そういうようなことをご理解頂いたうえで、皆様からいろんな意見を出していただきたいと思います。どうでしょうか。はい、小松さん。

小松委員

上川の堤防、或いは高水敷、そこはかなり通勤道路として利用しているわけですが、こういう案になった場合ですね、通勤道路そのものをなんらかの対応をしていかないと大渋滞に陥るのではないかとこのように思います。その時の道路改修費というのはこの中に入っているのですか、入っていないのですかと言うのが 1 点。もう 1 点は白狐堰の改修もしなくては行けないのですけれども、その費用がこの中に入っているかどうか、そこらへんもちょっとお聞きしたいというように思います。

○植木部会長

通勤道路の問題と白狐堰の問題が出されましたので、幹事の方からよろしくお願い致します。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

通勤道路のお金ははいつてございません。それで白狐堰の改修については、入れてございます。

植木部会長

通勤路はかなり改修されると見ていいのですか、この場合には、拡幅がありますね。引堤がありますね、そういえば、そここのところも含めてということになるわけで。はい。

○諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

堤防の嵩上げ費は見てございますが、別のルートに、別のところに道路を造るとかそういうお金はみておりません。今の現況の通勤路を確保するものについては堤防を嵩上げするという事でみてございますが。その別にルートを造るとかそういう話ですよ、渋滞対策というのは、それは見てございません。別のルートに造るといことは。

植木部会長

はい、小松さんよろしいですか。

○小松委員

通勤路で問題になるところは、渋崎橋あたりから新六斗橋あたり、こちら辺がほとんど高水敷の掘削になって、そのところが道路として使えない状態になるわけですがけれども、道路行政と河川改修は違うといえは違うのですが、今の状況を見てもこの河川敷利用の道路がないとかなり渋滞で、そこが一番の渋滞箇所になってしまうのではないかと、こんな気がしたものですからお聞きをしました。

植木部会長

特にA区間ですね。はい、幹事お願いします。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

道路事情については幹事会もだいぶきついことは認識しておりますので、例えばA区間の断面図ございませぬ。低水路からというか、根固めのところが約3m位幅があるわけですよ。こういうもの等を利用して道路を造っていけないかとかですね、堤外地の問題とかあるわけですよ。そういう方面で検討していかざるをえないと思います。当面は河川敷でございますので、洪水対策を優先に考えさせていただいておりますが、そういう方法もあるということです。

植木部会長

A区間については多少残った高水敷を利用することも考えられるという今の段階の状況ですね。はい、高田さん。

高田委員

ここの堤防道路は歩けませんね。交通で危なくて、この断面を見ますとどれも2割勾配でこれブロック張りでしょうか、こういうことになっているのですけれども、この勾配をもうちょっと立てて堤防の敷幅を大きくして歩道を造るとかしないと、皆この上川というのを愛しておられるみたいですが、この前も私この会議が終わって堤防の上を歩いて帰ろうと思ったのですが、危なくて歩けなかったのです。ここの道路というのは非常に深刻な状況になってまして本当はこういうところ全部遊歩道にしたいくらいなのですがそれも現実はいかないと言うことであれば堤外側の法面勾配をちょっと立てて、1mくらいの歩道は確保できると思うのです。そういうことは考える必要があるのではないかと思います。堤防の上交通事情はわかりませんが一方通行にするとかそういうことは一緒に考えていただきたいなと思います。

植木部会長

どうでしょうか、幹事会。法面をですね、立てて多少幅を広げるという工法はどうでしょうか。現段階ではきついということでしょうか。今、高田さんが言ったのは要するに堤の傾斜部分をもう少しきつめにして高水敷の幅をある程度確保するようにしてみたらどうかというようなご意見なのですが。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

歩道の目的を何に置くかによって変わってくると思います。親水的な物にするのか、それとも道路交通に伴う歩道なのか、そこらによって考え方が変わってきます。当面今現在、この断面につきましては、定規断

面、河川管理施設構造令にしたがった 2 割勾配にしておりますが、当然河川整備計画においてはですね、地域の皆さんの意向を把握するということですね、その時点でどういう要望が出てくるかわかりませんが、その反映の仕方と言うのは様々あると思います。実際の歩道については我々ちょっと対応できませんが親水的なものについてはですね、この堤防機能を活かしながら河積をおかさない範囲でどうするのかという問題は出てこようかと思えます。そういう連続性のもではなくて、部分部分なものになるか、連続性のもになるかわかりませんけれども、それは詳細検討に入ってみないとちょっとわかってこないと思えます。

植木部会長

はい、ありがとうございます。そういう回答なのですが、はい、宮坂さん。

宮坂委員

私もこの A 区間、現状の姿と河川敷が全くなくなるという形ですので、ずいぶん状況が変わるといふふうに思っています。最終的には地元の要望をある程度考慮していくということですから、ぜひ地元の要望を考慮してもらいたいわけなのですが、やっぱり一番地元が馴染んでいるのがひとつは通勤バイパスと言われていす道路、あれをなんとかひとつ残すような方法というものが地元とすれば一番大きい要望になるかと思えます。もうひとつはやっぱり全く河川敷がなくなるといことが堤防の強化に多少の不安が生じます。まあ絶えず、堤防を本流が洗うという状況になることが想定されますので。この辺は高田先生のおっしゃる通り、若干のごくわずかでもいいですから、河川敷のようなものがないかと。もう 1 点は嵩上げ方法が取られるのですけれども、どのくらいの高さということが今のところ全然わからないわけですから。この辺の調整も含めて、ぜひ若干の河川敷があれば望ましいと要望に近い部分がありますが、お願いをしたいと思えます。

植木部会長

只今の発言はやっぱり A 区間の問題なのですけれども、今ほとんど取るという考え方ですね。50 分の 1 を通すとしたならば、今もっとも単純な考え方は河川敷を大方取るということなのですね。財政ワーキングに試算を出す為に、基本的に単純な工法でお願いしたいということがあって、皆さんはこういうような全部取るというイメージがちょっと強いかも知れませんが、実際にはこの部分においても今後の詳細な検討が必要だということなのですね。重ねて言っておりますが、それによってどの程度河川敷が残るのか、それとも別の工夫が必要なのかが出てくるだろうということなのですね。現在の段階では、一応そう言った意味が含まれているということをご了解頂きたいということなのです。はい、大西さん。

大西委員

今の、新六斗橋から下の A 区間ですが、それぞれ小松委員と宮坂委員からも、話がありました。私も強調するところですが、道路問題については、経過として中央道インターの開通に伴って国道側に出入りする問題については、橋を架け替えたりして造ったわけ。或いは蓼科、白樺方面も。一番最大のネックとして残ったのは、インターと諏訪湖畔を結ぶ道路です。現在は都市計画道路もありますが、これが間に合わなくて、新六斗橋から諏訪湖までの間は上川の堤防の左岸側そのものを使って占用許可みたいな形で、法的には疑義があると思えますが、仮設道路みたいになっているのです。ところが反対に、諏訪湖からインターに帰る場合に、河口と六斗橋間が渋滞して動かないという状況が発生し、渋滞橋から新六斗橋までの、いわゆる高水敷を使った現在の 1 車線を苦肉の策で諏訪市が申し入れて県と協議し、仮に今使っているということ。高水敷が全部撤去されれば、河川敷の道路が先程根固め工のところを利用するということがありました。通常の水で高水敷を全部取り、なおかつ河床掘削をするということで、諏訪湖の常時満水位は変わらないわけですから、根固め工の上を水から遮蔽すれば、現在の河川敷道路は可能かもしれませんが、それとの関連で道路を引き続き利用するということと、河口から新六斗橋間の上川の最も自然景観の残る高水敷を自然の関係では水に浸ってもいいと思うのですが、可能な限り残す方法を同時に考慮する必要があるのではないかと思います。それから、堤防を使っている道路に関しては、嵩上げの仕方によっては、二車線分が現在でも新六斗橋から河口までは、すれ違い等を含めて慢性的な渋滞と安全で問題のところですが、これも堤防の頂上は、当時堤防補強工事で苦肉の策でぎりぎりまで拡張した経過があります。そういうことからい

うと、左岸側の堤防の高上げは慎重に考慮しないと、道路上も問題が残ってしまいます。右岸側は変則的な通勤バイパス道路になっていますから、通行が確保されれば問題はないと思います。こうすることで、道路問題と自然景観の問題で、この計画上の数字はわかりますが、実際的には十分考慮する必要があると思います。都市計画道路は諏訪市では今年見直すことになっていますが、仮に見直しても10年、20年先まで赤沼から諏訪湖に抜ける都市計画道路がありますが、実現できないこともあります。だから、同時にそういう問題が諏訪市の行政側に残ってしまいますので、県は相当慎重にこのことを配慮していただけないかということで、これは意見になりますようお願いしたいと思います。次に河川改修の163億の内訳ですが、主なことでいいですから、高水敷撤去にどれくらいとか橋梁部分が入っているのかわかりませんが、橋梁いくら、高上げいくらと、主な項目で内訳を示していただきたいと思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。なかなかA区間の部分はやる方も50分の1という枠の中においては悩ましいところですね。そこるところを今委員の皆様からいろいろ出された案を少し参考にして頂いて今後の計画段階において再調査の上ぜひともここで建設事務所の力を発揮していただければ、自然と道路の問題、それから水を流すと言う3つの課題が今A区間で課せられておりますが、ひとつどうかご検討をよろしくお願い致します。それからもうひとつですね、これは事務局に聞く問題ですか、内訳です。河川改修における内訳についてどちらでしょうか、幹事会でしょうか。事務局でしょうか。よろしくお願い致します。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

これは各区間で発表させていただいたほうがよろしいのですかね。そうすると相当な数になるもので。どこがいくらとか、何パーセントくらいというような形であれば今電卓をはじいて後でも報告をさせていただきますが。

植木部会長

大西さん。どこまで要求致しましょうか。なかなか細かい部分までいらないかな。河川改修、それから橋、それから用地の問題ですね。そういった大枠でよろしいので出せますでしょうかということですが。じゃあ午後にということでご了解下さい。はい、高田さん。

高田委員

B区間でお聞きしたいのですが、引堤というのはどこら辺をどのくらいか、かなりの長い区間でしたらこれは高水敷をもっと取ったら引堤いらいのではないかという感じですが、どういう引き堤なのでしょう。

植木部会長

幹事の方、よろしく申し上げます。B区間、引堤の問題です。

諏訪建設事務所ダム課 相河主査

引堤の幅ですが、引堤を10mということで流下能力を計算しております。今、高田先生がおっしゃったように高水敷をもう少し取れば、引堤が減るのではないかということですが、確かにその通りで高水敷を例えばもう少し取れば、引堤の幅が10mから5mになるとかそういうことは出てくるかと思うのですが、出来るだけ高水敷を残したいという前提があったものですから、高水敷を残して引堤を行うというようなことで計算しています。それとB区間については、川の断面、河積がそれほど大きくないためB区間によってC区間の方も流下能力が落ちているというような状況があるものですから、C区間の流下能力を上げるためにB区間を流れやすくしたいということもありまして引堤を考えております。

植木部会長

はい、よろしいですか。はい、高田さん。

高田委員

要するに改修の時間、コストの問題が一番大きいと思うのですが、その辺でわざわざ用地買収して堤防を移し変えるという大層なところまでいるのでしょうか。コストパフォーマンスからいって大変疑問に思うのですが。とにかく早く改修したいということとコストという事が 1 対 1 に対応すると思うのですが。

植木部会長

もしここで引堤を考えなければ、高水敷は相当広げなければならないということになりますか。どのくらい残りますか。そこは計算されていませんか。引堤をした場合には土地の買収等、けっこう大きな改修工事になるわけで予算の問題も考えるのであれば、出来るだけコストを押さえる方法ということになる。そうした場合に引堤を考えなければ高水敷は当然狭くなるという考えで基本的にはよろしいのですよね。そうした場合にほとんどもう高水敷がなくなってしまうということであればこれも従来の議論からそぐわない部分が出たりして難しい部分がありますね。はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

それは、高田先生のおっしゃる通りです。しかしですね、高水敷を残す、出来るだけ残して欲しいという中で幹事会としては最善の案で提案しております。したがって、これから河川整備計画を立てていくわけですが、そうすると横断も 20m 毎取って細くなって実施的なものになったりしていきますので、そういう中でまた地元の方々のご相談しながらやっていくのがよろしいかなとそこに費用対効果等も踏まえて当然検討していかなければならないものですから、この場ではちょっとご勘弁をいただきたいと考えております。

植木部会長

高田さん、よろしいでしょうか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

A 区間については今部会長さんがまとめていただいたようなことでイメージが沸くのですけれども、しかしその B 区間から上に限っては島崎川をイメージするような川を望んでいないのですよね。それで多くの皆さん、中門川に関しては右岸左岸ともに散策路であったりジョギングの場所であったりという面もあるのですよね。これはきわめて少ないわけでそれで特に B 区間から上に関しては木工沈床工の堤防側の部分の角度をやはり高田委員さんの方からおっしゃられたとおり少し傾斜をつけていただいて通勤道路としても使えるし、親水的なものの散策路として身の危険を感じない川を眺められるそういうものをイメージしたいとくれぐれも市民の望んでいるのは全面コンクリートの見える水だけの島崎川とこういうものはイメージしていないと思うのですよね。ぜひその散策とジョギングが出来るそういうものはぜひ工法の中では考えていただきたいということです。以上です。

植木部会長

ありがとうございます。B 区間より上でその河川敷に役割というか、いろんな希望を求めるとしたならば B 区間が最も大きいものがあるのかなという気がします。もちろん C、D もそうなのですが、C、D の方はある程度それほど大きな改修じゃなくても現在の状況が維持できるような話になっているような気がします。むしろ B 区間ですね。B 区間のところが、ちょっと検討が必要かなという気がします。幹事会の方としては我々の意見をずっと聞いておりますので、この辺本当に技術的にどこまで可能かと言うのは何度も繰り返すようで申し訳ないのですが、充分部会の意見を吸い取る形で具体的な計画案をまとめていくという形になると思いますので、ご要望として大いにその点はお聞き致します。後は今後の問題かなと思っております。はい、五味さん。

五味委員

私の主張を繰り返すことになるのですが、特にこの区間はこれだけの引堤の工事、或いは新しい木工沈床工と言う言葉もはじめて私はお聞きするわけですが、こういう工事をされるのですから、だから住民が使いやすい河川道路、こういうふうにしていただきたいとこういう発想でいろいろ申し上げますと、この部

分はいろいろな方が歩いておいでになる時があるのです。おばさんが歩いたりですね。危なくてしょうがないのです。それで通勤時間は間に合わないというわけですがさがさやるわけですから。ここへひとつ、段を作っただけであれば歩道が出来るのです。自転車が通るくらいのとかですね、時には上から下へ途中の部分だけ階段ふうのものをに入れていただきますと、例えば50m毎とかですね、そうするとずっと市民が使いやすいことになるのです。この上川が住民の使える川になりますと、都市のイメージが変わってしまうのです、諏訪地域の。そういうふうにせっかくやる工事もっと人が使える河川、こういう発想でたくさんの発言をしていただきたいと、それには私は具体的に歩道と段をつける階段、この箇所。ひとつでなくてはいけないということはないと思うのです。そうすると流下能力についてはそう大きな影響はない。ただ、お金がかかるのですね。お金の問題はこれからは今までの振り返った50年ないし100年、これは貧しい生活からやっと生きるような社会の雰囲気でした。今度はなんとか食べる時代から豊かに生きたいというこういう都市づくりの時代になるわけですから、言葉は親水というのですか、或いは河川利用というのですか。こういう発想に大きく展開していただきたいと思うのです。私はこれ昨日ですか、藤沢川見ましたらそういうのが始まっているのです。家には御柱のところがちょっとあるのですが、うんと少ないのです、それ。この全域をそういうふうをお願いしてここでは歩道、今まであまり言われなかったが、もちろん通勤バイパスの車道は当然お願いしたいのです。それから私はこの工事の中にいつも言っていますが、水辺テラス、日頃は水にほとんど浸かっているようなところへ降りれるようなものは、流下能力に決定打にならないのです。もっと強調したいのは私ども今この50年分の1確率で話しておりますのは、おそらく私は100年に1年くらい相当大量の洪水を想定しているのです。私は数字では言わないけれども、心の中ではめったに起こらない大量の洪水だと、私の人生ではほとんど経験しなかったのではないかと思うような洪水だと理解しているものですから、めったに洪水対策の必要性はない、今でさえほとんど心配ないくらいなのです。私はかつて平和宣言でも出しませんかとまで言ったくらいなのです。この席でもね。もう治水平和宣言を出しませんかとまで言った、そういう感覚は私は変わりません。そういう点から見ると、洪水を対策するのを基本としつつもという、「も」の後の部分、親水性や利用性の問題をぜひ考えていただきたい。最後に申し上げますが、今までの河川は川を閉じ込めて利用させない為の河川対策、河川工事であったとこういうふうには思うのですよ。ここを変えていくのですから、そういう意味では細かい注文は申し上げませんが、基本を変えるような発想の転換をお願いしたい。こういうふうに思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。この河川の利用或いは景観については以前の部会でも話されたと思うのですが、国土交通省においても最近急速に変わっております。この辺のいろんな中間報告、或いは審議会報告等を見ますと、以前の河川改修のイメージがほとんど180度くらい変わったようなイメージを持つくらい、改善されようとしています。それに則って幹事会の方も今後対応していくのだろうと思っております。ですから今五味さんが言われたような部分も十分多分配慮されていくだろうと思っておりますが、いずれにしても今後の河川改修においては多分広く住民の意見を聞きながらということが先程幹事会の方からも言われておりますので、その辺でチェックしながら或いは意見を盛り込むなりなどして、流域全体で計画を立てるといような考え方でやっていけば皆さんも納得いくのではないかと考えておりますが、はい。他にいかがでしょうか。はい、宮坂さん。

宮坂委員

これはちょっとお聞きしておきたいのです。A区間は基本的には河床の掘り下げ、B区間は引堤という部分がありますが、これ仮に断面積が同じならば片一方の方が横に広がると、片一方は深くなるという形なのですが、これ流量が同じということではしょうけれども同じでしょうか。確認だけしておきたいと思えます。

植木部会長

幹事会、お願いします

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

質問の主旨をちょっと確認させていただきたいのですが、流量ということによろしいですか。

宮坂委員

ええ、流量です。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

前回は資料 1 - 3 で出させていただいたように段階的に流量は変わっています。だからこういう案をやればこの部分はこういう流量になるというのが階段状に出てくるかと思うのですよ。それで例えば前回の資料 1 - 3 というので話させていただきますと、前回出させていただきました資料 1 - 3 というので見ていただくと全体的な傾向はいろんな対策をやることによって河口の部分は相当な大きな流量になっているのがわかります。それでももう少しくるといわゆる 1000 m³/s 前後のところ、点線のところへ来ます。それで 2 キロ地点のところになるとずっと同じぐらいの流量になってきますから、流量はこの絵だけでいけばほとんど一緒です。ただ河口の部分は大きくなっております。そんなような回答でよろしいでしょうか。

宮坂委員

ええ、わかりました。私どもが心配するのはやっぱり片一方は引堤の部分は必ず面積が横に広がるわけですからこれは十分確保できるとか想像ができるのですが、一番下の方は深さの方へ下げて断面積を確保しているわけですから、形状が違っているわけですよね、形がね。そういう点でも皆さんの方から大丈夫だという、まあお墨付きをいただいたというふうに判断をするわけなのですがそういうことでよろしいでしょうかということです。

植木部会長

はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

前回の資料 1 という委員さんの意見のところに書いたかと思うのですが、その水位が上がるといわゆる引堤をすることによって幅が広がりますから、当然水位は下がります。そうすると安全度というのは、その越流に対する安全度というのは当然下がることとなります。ただその嵩上げをすることによって水位は上がりますからその場合はその越流のダメージポテンシャルというのですか、前回のところにも書かせていただいたのですが、そういう危険度は上がってくるのかなという風と思いますが、流量だけの判断でいけばそれだけの流量は流せるということで判断しておりますが。それほど水位を上げずに流量を流せるような形で計画させていただいております。

植木部会長

よろしいですか、宮坂さん。他にいかがでしょうか。はい高田さん。

高田委員

とにかく現河川敷の中で一応 50 年確率の高水流量が流れる安心感はいい話だと思います。ですから具体的なコストをどれだけ下げていくかというのと環境面、景観面の問題が残っていると思うのです。この断面図の絵が出ていますがこれが最終的なものではないということをはっきりしていると思うのですね。先程私がぜひ堤防の上に歩道が欲しいと言うのは安全面だけではなくてここを使う人の便利ということが大きいと思うのです。例えば A 断面なんかでいきますと、現在の堤防の天端からこの河床の高さというのは 5 m あるのですね。この図では 2 割に書かれています。ということは、水平方向に 10 m あるということです。8 m から 10 m あると思いますね。これを例えば法勾配を 1 : 1.5 にすると 4 m の法高ですと 1 対 2 で水平距離 8 m ですから 1 : 1.5 にすると 6 m で 2 m 余ってくるのですね。だからそういう面でこの法勾配をちょっと立てて、1.5 m ぐらいの幅の歩道をつけることは十分に出来ると思うのです。先ほど五味さんもおっしゃったようにこころ辺の断面の形というのはこれからもちろん詰めていかなくてははいけないと思うのですが、そう言うふうに考えるとかなりいろんなものが提案できると思いますので、私も含めて皆さん、幹事の方も含めていろいろ考えていったらいいと思います。まだその時間の余裕はあると思います。

植木部会長

はい、大西さん。

大西委員

今の高田先生の意見に関連して、また経過で恐縮ですが、河口から鷹野橋位までは現在の堤防の内側を改修しており、断面は階段状になっています。高水敷から堤防の上までの間は2段の階段状で、その表面は侵食防止の為、土砂の補強工事も剥がしてやっています。そのことによって、左岸側の道路幅を頂上付近で広げて、そして縦に階段状にカットしてあります。ですから、すでにそういう事がやられているので、傾斜を今先生が言ったように上げることと、同時に階段状の工法に内側の堤防をすれば、高水敷を残すということ、或いは道路幅を残すということは可能ですね。それを確認したいのですが、河口から鷹野橋くらいまでの現在の堤防内側の堤防の形状についてです。

植木部会長

そのようになっているかですね。幹事会どうですか。

北原諏訪建設事務所長

それではお答え致しますけれども、それぞれの区間において堤防の利用或いは環境に配慮した護岸堤防等については、十分今後も配慮していくつもりなんです皆さんの意見を反映させながらと申しておりますが、今の歩道の問題につきましても区間区間によってはどういう利用形態で必要になる歩道なのかという問題もございまして、先程来申してますように河川の憩いを得る為に散策する歩道なのか、生活上必要で使う歩道なのかという問題もございましてこうなると今非常に複雑なのが道路、これ通勤道路なり或いは今度もしそういうことで歩道を造るのであれば、これは河川管理者が造る施設ではなくて今現在は茅野市さんなり、諏訪市さんなり道路の管理者が市が造っていく問題であって、これはそういうような道路の管理者と河川の管理者が違うという面もありますし、その歩道の目的、用途がどういうことかということもありますのでご意見として頂戴しながら個々の案件としてまた今後、住民の皆さんの意見を聞きながら反映していきたいと、ただひとつお願いしておきたいのは、先程来、堤防天端を車道、車の道路として使っていることにつきましては今これは国道或いはその他の県道或いは市道が渋滞するという事で仮にここを使っているわけなのですが、今それと併せて渋崎橋から新六斗橋までの間が川の中に下ろして、道路を使っているわけですが、これは全くの暫定という事でありまして、本来的には堤防天端を道路に活用するという事は全国だいが今多くなってきておりますが、川の中へ下ろして使うということは河川管理者という立場からすればそこへ道路が大雨でもし水がついてきた時に、そこへ滞留して事故になる災害になるという事も考えるとそれが占用として認められないケースが多いということをご承知おきいただきながら橋のところだけはいったん堤防から降りてまた登る降りてまた登るといった措置は取っているのですが、長い延長そういうことはこれからは難しいという面も考えていただいて御議論、或いはまた付記させていただきたいとこう思っております。よろしくお願ひします。

植木部会長

はい、ありがとうございました。大西さんは先程の質問のあれですね、段階的に2段に既に工事が済んでいるのかという話ですが、河口から鷹野橋くらいまでということですが。どうですか、その辺。そういうふうになっているのですかね。確認だけですけど。その点に関してはまた後でちょっと確認してください。はい、五味さん。

五味委員

先程の私の親水、河川利用の発想の発言ですが、抽象的すぎました。具体的に申し上げます。是非総合治水の立場から、もちろん市町村も含めた利用もありますから、後ほどは公園の問題も出るでしょうが、この治水中心の河川改修プラス親水用その他多様な新時代に合うような河川の為に予算上数パーセントでいいと思いますけれども、付加して発想がある内容を予算上でも具体化していただきたい。私はそれどのくらいが

いいかわかりませんが、何しろお金がかかることは新しいことなのです。しかしお金がかかるような設計をしないといいものが出来ないのです。そういう意味で親水とかそういう面の付加した予算化、この予算査定化をお願いしたい。これなら具体化すると、そうかといっていちいち全部やらなくてもいいのでトータルとして推計何パーセントくらいは今後はただの治水よりかはお金がかかりますよとこういうふうにしていただけたらと思います。その予算配分も検討していけばいいのですが、市町村とか分けなくてもいいし分けなくてもいいし。できるのなら本当は総合対策として考えていただきたい。

植木部会長

そうですね。ありがとうございました。基本的にはずっと総合対策ということで話はいつているので、そういうことでお願いします。はい、小松さん。

小松委員

ちょっと数字つき合わせればわかるものなのかわかりませんが、例えば宮川関係で取翻川の改修とか或いは宮川水系でのいろいろな対策についてこの数字の中に乗っかっているかどうか、後はこれは小さな問題ですけど宮川関係だとすると原村、富士見まで入るのでここまでを含めたこの数字になっているかどうかをそれをちょっとお聞きしたいと思います。

植木部会長

幹事会、お願いします。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐
宮川の改修費ということですか。

小松委員

取翻川はなんか改修するという予定で数字が出ているか或いはそんなこと考えていないか或いは宮川水系の中で部分的にあるのが一般家庭の雨水貯水ということの中で、諏訪市はあんまり関係ないよという中で茅野市とか或いは原村、富士見で可能性だけはあるのですけれどもあんまり考慮されていないような気がするので宮川水系、或いは原、富士見あたりに対してのいろいろな対策が盛り込まれたような数字になっているかどうかということです。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

河川改修の中ではそれは見てございません。流域対策の中でそこらへんが見ているのかもしれないのですが、河川改修としては上川の河川改修だけを概算の費用を出しています。あくまでも、今いわれている流域対策ということになればそれはちょっと別になってくるかと思うのですが。

小松委員

流域の中では取翻川も入っていないと。それから、河川改修の中では取翻川は入っていないけれども流域の中で例えばそのこの森林の関係がありますけれども、入笠山系要するに西山の関係の森林対策は含まれていないということによろしいですか。

植木部会長

それは森林対策における入笠山だとか向こうのほうですね。そっちの方が予算に入っているのか、考え方に入っているのかということですね。はい、幹事会。

森林保全課 北島技術専門幹

対象流域が議論でだんだん増えてきましたので、その分の森林面積を全部いれて一応計算してあります。

植木部会長

はい、小松さんよろしいですか。はい。

小松委員

意見だけです。結局宮川の9割方が上川に入るといことで部会全体としての雰囲気は宮川も上川の一支流という考え方があったので、今後いろいろ検討するときにはその基本でお願いをしたいというふうに意見だけ述べさせていただきます。

植木部会長

そうですね、確かに。基本方針案でも宮川は上川の一支流と考えるということを書いております。だからその辺今後十分考慮してもらおうということになるのかなと思います。他にいかがでしょうか。はい、宮坂さん。

宮坂委員

全体通してやっぱりこれ土手の堤防ということですが、堤防の強化についてはこれ予算上なんにも入っていないのか、何か考えられている部分があるのかひとつ伺いをしておきたいと思います。それと先程建設事務所長さんから通勤バイパスの話をお伺いしましたが、私は本当に通勤バイパスを強化していただいたことにつきましては県を大変評価もしますし、多くの市民が大変喜んでるということだけはまずご理解をさせていただきたいというふうに思います。

植木部会長

はい、ありがとうございます。堤防の強化についてですね。その点については幹事会いかがでしょう。はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

堤防の強化については絵で示してありますようにハイウォーターまで法面を張るようなそういう絵にしとあります。侵食防止というその削れる防止というのですか、そういうものに対しては見ています。後いろいろと他のものについては今後の検討になるかなと思います。この財政ワーキングの資料は本当に短い期間で作ったものでいろんな落ちはあるかなと思います。今の時点で本当にいろいろと考えるとあくまでも概算事業費ということで考えていただけるとありがたいなと思うのですが。そんなに時間が無かったものでその辺ご理解をお願い致します。

植木部会長

はい、わかりました。はい、宮坂さん。

宮坂委員

具体的な工法につきましてはこれからいろいろご検討されるというふうに思ってそれで結構です。この法の粗い面をいわゆるなんかの固める工法という形ですので、この部分が現在の堤防とは随分趣が変わると思うのです。確かにこれは堤防を強化する工法になるには違いはないというふうに思います。思います例えば北上川にしても多くの河川、きちっと芝状にしてそれで管理してなかなかこの丈夫な堤防のように私には思えるのですよ。出来ましたら外見上は今の姿、内容的にはもう少し丈夫な堤防が出来ないかとそういう新たな工夫が出来たらお願いをしたいというふうに思う次第でございます。

植木部会長

はい、高田さん。

高田委員

宮坂さんが言われたのは非常に大事な点で、皆さんご存知ないと思うのですが、数年前に建設省から都道府県自治体に通達がいつているのです。それは何かというと、災害復旧工事においてもコンクリートを使わない、コンクリートの見えない補修工事、改修工事をやるという事なのです。これはものすごい厳しい内容で

そういう形で災害復旧工事の計画を査定するというの出ているんですね。ですから平時で十分時間があって考える時にそういうものを考えると今宮坂さんが言われたようなそういう工法が要求されるのです。現実にはコンクリートを主体にしたものをやりますと、夏の乾燥、多孔質のコンクリートとかそういうものが使われているのですが、夏の乾燥に耐えられない、草が生えてきても、その辺で技術的に問題はありますが、割とこちらは真夏の気温が大阪ほどでもないのでもちょっと位はそういうのを使えるのかなと思うのですが。その辺はコンクリート張り、コンクリートブロック張りというのは大丈夫なのですが、環境面においてもものすごくしらけた感じになってしまうので、ちょっとその辺のジレンマというのがありとおもうのです。それで高水敷を出来るだけ残すという、高く残すというのは堤防保護の為に非常に大事なことです。そこら辺の兼ね合い、どこら辺までいけるか。この神橋より上流というのは、非常に流速が速くて流れが乱れるのでコンクリート張り。河川敷が狭いところはそれしかないと思うのですが、下流の方はちょっとその辺は配慮して最低限のことで安全を期するというのをちょっと頭を絞らないといけないなと私はそういうふうに思っております。

植木部会長

はい、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。はい、清水さん。

清水委員

A区間のこの図面だとやっぱり他の区間に比べてほぼ全面的に高水敷が無くなってしまおうという点ではかなり自然景観的には今の形状と全く変わってしまうというA区間のひとつの特徴なのですが、確かこの葦原に関しては野鳥の会とか、ああいうところと協定があったとかいうお話も聞いていますし、かなりこの図面が提示されるといろんな反発も当然A区間に関しては出てくると。この流下能力の点からいえばこういう掘削しかしょうがないとこういうことなのですが、ひとつの工夫として、例えば葦原をこういう状態でも復活するような工法、例えば通常の流れの水面とすれすれかそれよりも低くてもかまわないので多少島状に残すとか、それから土手側から、堤防側からこう岬状に少し出してそこに葦の復元を計るとか、そういう工夫が今の段階ではこれは難しいことですが、工夫をこれからしていくということをきちんと説明できないとやはりかなり反発が出てくるのではないかと。またそれは、あまり不可能なことではなくて実現可能なことだと思うし、その程度のものであればほとんど大水が出たときに流量にはあまり関係がないのではないかと。その辺りもそういういろんな疑問点が出たときにそういうことも考えてみますと当然考慮していきまうというふうな準備はしておいた方がいいと思います。それから土手のこの図面もちょっと気になっていたのですが、上川の下流部の景観というのは高水敷の葦原と土手の緑がマッチしたひとつの景観、統一した景観になっているのでここに石を詰んだりコンクリートブロックなんていうのはこれは全く考えていないと思うのですが、たとえ自然石を詰んだとしてもやっぱり全体景観としては非常に問題なのでそれをきちんと隠す。出来るだけ景観としては今の草の土手という景観を維持するような工法がどうしても必要なのではないかと思えます。それからこれは後のB、Cの区間にも共通するのですが、この高水敷が約、B、C区間では掘削しても30センチくらいは高水敷として残るのですが、ここもただ真中を一律に低水路がずっと行くというのではなくて、ところどころやっぱり常時こう流れる水流が多少蛇行するような、大水がくればまっすぐになってしまうのですが、常時の水流が多少蛇行するような形でデザインするといいますが、そうやっていくともっと親水性が増すというか、自然も豊かになるということがあるのでその辺も今後の設計の中では考慮していただきたいというふうに思います。以上です。

植木部会長

はい、ありがとうございます。はい、藤澤さん。

藤澤委員

河川のイメージについては今皆さんが述べたとおりで、恐らく諏訪湖へ流れている31の中で本当に川らしい川ということになると上川しか無くなっちゃうと思うのですよ。是非上川が湖水からボートで写真を取っても、橋の上から写真を取っても絵になるし見てほっとするというようなことをやってもらわなくてはならないとこれがひとつと、もうひとつは河川管理者、当然その河川を管理するのは当然なのだけれども、こ

とこの一つを取ってみてもここに在住する市民にとって見れば通勤の場でもあるという。それから日常生活の場で親水的なものも望んでいるということになると、やはりこういうものの立案だとか検討だとか予算問題だとかというものを縦割りではなしに、やはり横断的に河川を管理するような住民や保護団体等を含めたそういうものを私は立派にこれだけ 1 1 回に及ぶ討議をしてきても答申したら終わりだということに是非ならないようにそういう提言が行政とも対等の立場で言えるようなそういう組織づくりということはぜひやってもらいたいなというふうに思います。

植木部会長

確かに答申が出て終わりですというのは、これは多分私はあり得ないと思っておりますし最終的に検討委員会の方にあげる段における答申書、その中には今のこの基本案をベースとしてさらにいくつかが付加えられていくということになりますからそういった今藤澤さんが言われたようなことも含まれていくのだろうと私も思っております。他にいかがでしょうか。この部分は重要だと思imasしたので皆様からいろいろ意見をいただきました。ただし前提としては基本答申案にはおよそ 50 分の 1 と書いてあります。ところが河川を担当する側にとっては最低 50 分の 1 は確保したいという気持ちがあるということですよ。これはやっぱりやる側としては多分安全度というものを重視したいということがあるわけですからその辺を確保することは多分前提だろうと思っております。ただし今回出されたこの案というのは一応財政ワーキングにひとつの叩き台として持っていったものであるということです。それから多分幹事会の方もいろんな案があるだろうと思っております。ですからやはり今後の詰めがいろんな形で案が出される土台になるのだろうと思っておりますし、それから今いろんな方から基本的な考え方とか、工夫の点とかが出されております。この 1 時間ちょっとの間の意見というのはこれは大変貴重なものであるし、ほぼ皆様が同じような考えであると私自身は考えております。ですからその辺は幹事会の方もですね、今後詰めていく上では十分にご配慮頂きたいと私自身は思っております。とりあえずこの部分に関してはこれで一応打ち切りたいのですがよろしいでしょうか。はい、小平さん。

小平委員

今、河川のことについてあるのですけれども資料 1 の水田貯留のこともいいですか。ひとこと。

植木部会長

水田貯留ですか。水田貯留はまた後で時間を取りますので。

小平委員

あ、やります？じゃあよろしいです。

植木部会長

もし私が忘れてら言ってくださいね。今この河川の改修の部分だけで話を進めたいと思imasるので。それでは他にご意見がないようでしたら一応幹事会から出された財政ワーキンググループ用の案としてはこういうものであったということでとりあえずご了解願いたい。ただしこれはフィックス（fix：固定）決まったものではないということですね。今いろんな意見が出されてきたわけですから、今後の課題でもあるということです。それでは一応この件については閉じさせていただきます。はい、五味さん。

五味委員

今までの意見の中でせめて文章上 2, 3 要望して追加をしていただきたいという方法での論議は出来ないのですか。これはワーキンググループの報告なのだけれど、そのワーキンググループが報告をされて今案とおっしゃっておられますが、最終的には報告をされるのでしょうか。

植木部会長

ワーキンググループですか。これはワーキンググループの一応報告なのですが。

五味委員

それに注文をつけるといいますかね、

植木部会長

注文をつけるのは問題ないと思いますが。言ってもらっても。

五味委員

今の部分は相当部分が注文だった部分がありますよね。私はいわゆる具体化するにはまとめの部分に、更にこういう要望があったと、この要望は組み入れるべきであるというような項目かどうか、或いは細かくいちいち直すかどちらにしてもこれをちょっと補強したいとそういう討議をここでもやっていただきたい。

植木部会長

なるほどね。最終的に答申はきちんと作ります。それが多分 12 月末の検討委員会に向けて公聴会を聞いた後、検討委員会とやり取りしながら部会がまだ数回行われると私は思っているのですが、その中で必要なことはどんどんその答申書の中に入れていこうと思っております。財政問題に関しては、ここでもおわかりのとおり具体性が見えなければなかなか算定が出来ないという性格のものでありますのであまり今の段階では深く突っ込めないと思っております。そこところは我々ちょっとジレンマでございますが、今後調査段階においてどうなるかというのはお任せするしかないのかなと思っておりますけれども。ただここでの部会の精神は活かされていくのだらうと思っております。最終的な部会答申のところ必要なことは盛り込んでいくことでどうですか。よろしいですか。あと公聴会も聞いて、その後この基本案にプラスいろんなものがついてくると私は思っておりますが。よろしいでしょうか。清水さん。

清水委員

すいません。この標準横断図の神橋から上流部分のやつですがここに河床掘削とか拡幅とか引堤とかありますけれども、神橋から上流部での拡幅または引堤の必要とされる部分というのはどのあたりかちょっとお聞きしたいのですが。

植木部会長

幹事会、よろしいですか。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

E 区間が大体 500m くらいなのですが、第 5 回の資料 1 - 9 というのが前に出ていたと思うのですがこれがダムプラス河川改修の案なのですが、前の案とすれば、その箇所と多少変更になってくるかと思うのですが、現在 50 分の 1 の確率流量ということですから。大体 E 区間でいきますとこの前清水さんが案を出されましたよね。どこの区間とどこの区間ってそれと大体同じようなところになっていたと思っておりますけれども。まず J R 橋から公園大橋の間の河口から 7.9m から 8.1km の間で改修を考えています。それは右岸側でございます。公園大橋の河口から 8.7km から 9.1km の間も左岸について考えています。それから河口から柳川合流の前になりますが、鬼場大橋の上のところになるかと思うのですが、河口から 10.5 のところから 10.9 の間の右岸を考えています。それからその上前橋から上流のところについては河口から 11.5 から 12.3 の間で改修を考えています。それから工業団地の横のところなのですが、中大塩下の大橋から中大塩新橋の間でも改修を考えています。それから上流なのですが、河口から 13.5 から 15.3 の区間で連続ではないのですが、部分的に改修をするように考えています。それから上流については河口から 15.9 から 17.7 の渋川橋の間で延長でいくと半分くらいの改修を考えています。施工範囲は大体この位の感じですがよろしいでしょうか。

植木部会長

はい、清水さん。どうぞ。

清水委員

この中で特に引堤ですね、引堤の必要な個所というのはおおまかにわかりますか。

諏訪建設事務所ダム課 木村補佐

ちょっと今資料、横断図を持っていませんので、それとあくまでも概略のあれです。そういうことですか
ら後でお答えさせていただきます。具体的な区間については。

植木部会長

はい、どうぞ、幹事。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

それですね、今のお話なのですが部会資料だって極めて未成熟な資料です。このことが、地元等へ出た
場合この間の遊水地の件でもありましたが、だいぶ大きな影響を受けると思います。従いましてそういう面
も考えていただきたい。ですからそういうものが果たして出て一人歩きした場合が非常に怖いものですから
やはりこれから河川整備計画を立てるにあたりましては詳細測量が入ってまた現地へ説明等が入っていくわ
けですから、その時点ではいけないでしょうか。

植木部会長

確かに具体的な話をどこまでこの場で詰めるかというのはあると思うのですね。また河川の上流域におけ
る調査がまだ不十分だという点もあって断定はしにくいところも理解できます。ただ、市民としては
具体的なところは是非聞きたいだろうと思うのですけれども。しかし具体的なところがまだ検討不十分な今
の段階で言ってしまうと、それが一人歩きして後々困るということも出るだろうし、幹事会の方はその辺を
特に配慮したいということですよ、これまでそういうこともあったわけですから。それにちょっと考慮い
ただければと私もお願いしたいのですけれども。はい、五味さん。

五味委員

基本的には、私は引堤を含む河川拡幅の為の用地買収をしないでなんとかやっていきたいと、こういう
発想があるものですから、この点については今予算上の措置をされたわけですね、一応の。計算の根拠にし
たわけですね、用地買収の。したんだと思うが。それはおよそ何箇所かくらいは聞いた上で出来たらば後ほ
どの話になるのでしょうか、用地買収までするという原案を作るのでしたら、私は現地視察をしておきたい
と思います。せっかくやるのですから。そういう意味でちょっと具体的にお聞きしておきたい。

植木部会長

この資料では拡幅はないですよ。基本的にはね。幹事会、どうぞ。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

今、お金をはじいたのは200mに1本の横断です。実施に当りましては20m、その他必要なところ
にプラス杭打って必要なそういう地形測量等を致していかなくてはいけない。従いまして現在のこのペー
クの段階でこれだけの結果が出ているだけだというふうにご理解をいただきたい。詳細にあたってはまた地
元におろしたりとか、そういうことがあるわけですからその場でもって地元の意見等をお聞きする機会もあ
るわけですから当面はお金をはじく為に幹事会ではじいた資料がこれであると実際の河川整備計画にあたり
ましては詳細測量に、今200mをもっと細かくしまして、また地域の皆さんと活用とかそういう方面も
考えていかなくてはいけないというふうにご考えておりますので、その場での議論になるかと思いますが。

植木部会長

幹事会の言っている説明も理解できないわけでもないのですが、予算を出したということは基本的に根拠
があったということですよ。そのところを確認したいという事なのです。例えばどういう根拠だった
のかということなのです。その辺の根拠といっても先程言ったピッチ (pitch : 間隔) が大きくて大雑把

というところで了解するしかないのかなと思うのですよ、高田さん。

高田委員

内容の公開の話というのは、例えば100分の1確率の改修計画だったらかなりおおげさになって地元の人もこんなにいるのかいなという目で見るとも思えないのですが、50分の1というのは多分地元の方はここはいるというのはわかっている領域だと思えますね。だからそれほどこれが外に出ても地元インパクトを与えることはなくてああやってくれるのかという気持ちを持ってくれると思います。もちろん用地買収にかかわる部分はまだまだこれから先だということでもいいのですけれど、この資料はむしろ地元で安心感を与えるためにはいいのではないかと。予告しておくという意味では。

植木部会長

むしろ出した方がいいのではないかとということですか。まあそうですね。出すかどうかこの辺は大雑把なところですからね、50分の1でやれば大体やる場所は決まってくるわけですよ、きっと。そういうような感じはしますけれども、他にいかがでしょうか。今議論している中でいろんな要望を今後考えていくと、公聴会に出す案というのは基本的には我々が基本方針案で出したような、あの辺に沿っていくということになりますので、今やった資料1のこれとはまたちょっと違うということですよ。これは財政の為に出したものであるということがあって、ただ幹事会の方からも言われたようにA区間が悩ましいということですよ。そのところですよ。そこをどう工夫するか、またはB区間の市民の利用とかも配慮してどうするかということが同じようにB区間もちょっと悩ましい部分があるということですよ。他にいかがでしょうか。それではよろしいでしょうか、この件に関しては、はい、それではこれでこの資料1の財政ワーキンググループについては、終わらせていただきます。12時15分前になりました。ちょうどきれがいいということで午前中はここで打ち切って、午後からまた昼食後再開したいと思います。開始時間は12時45分です。よろしいでしょうか。1時間の昼休みということで、そういうことでひとつよろしくお願い致します。それでは、午前中終了します。

(昼休み 11:45 ~ 12:45)

田中治水・利水検討室長

審議をお願いしたいと思いますので、よろしいでしょうか、席の方へ戻っていただきたいと思います。では部会長、お願い致します。

植木部会長

それでは午後の部をはじめたいと思います。午後は基本的には公聴会に向けた内容について更に内容を深めていくという事なのですが、とりあえず最初に午前中出された質問で午後に報告というものがいくつかありましたので、幹事会の方からその点をまずひとつよろしく願いいたします。

事務局(治水・利水対策室 荻野企画員)

午前中に出された質問の中の大西委員から出された財政ワーキンググループからの報告で河川改修の内訳なのですが、この内訳につきましては幹事会の方から財政ワーキンググループからの要請に基づいて概算金額を報告してあります。ということでこの内訳の扱いについてどのように出すかということについては財政ワーキンググループと相談致しまして、次回報告させていただきたいと思いますが、よろしく願い致します。

植木部会長

そういうことで大西さん、よろしく願い致します。それだけでしたっけ。それでは次に進めていきたいと思えます。資料の2を御覧下さい。前回の部会では部会長案を提出し、それについて議論し、そして基本的には了承を得ました。前回の中で多少いくつかの意見が出されまして、今回その修正をさせていただきたいと思えます。修正部分は太字の下線で引いた部分が修正部分になりますので、確認していきたいと思えます。

す。まず基本方向。1の基本方向ですね。最後の部分を多少文章を変えまして、「たゆまぬ環境保全の整備、向上に向けて努力する」というふうに修正致したいと思います。2-2ですね、100分の1という言葉、最終的にここでは計画が立てられるのでということもありまして、「有効と思われる諸対策を積極的に進め河川改修と合わせて100分の1の治水安全度の確保を前提とする」というふうに直したいと思っております。それから3番目、現在考えられる対応策、及び検討事項でございます。のところでございます。一応ここでは前は「50分の1治水安全度」と言っておりましたが、ここでは「50分の1確率」ということで統一していきたい。それからその下の部分ですね、「河床掘削、高水敷掘削、拡幅(引堤)、嵩上げの河川改修や樹木等の障害物除去等の維持管理を必要な個所に適切に実施する」というふうにしていきたいと思っております。それからも今言ったようなところと同様でございますので省略させていただきます。それからです。前は「流域一貫の立場から」と書いておりました。流域という意味は非常に広い意味があります。ここは天竜川流域というふうに見れば、ずっと下流域も含めて静岡県も含めてということにも捉えられます。基本的には上川から諏訪湖、それから釜口水門、天竜川ということになるのですが、これは「水系一貫」ということで表現はいいのではないかとということでこれは私の方から前は出ておりませんでした。より相応しい言葉でいきたいと思っております。それから2-2の1,2,3,4つ目の・ですね。「被害が発生したときの責任・補償問題を検討する。」この「補償」という漢字を修正させていただきました。めくっていただきまして、同じように2-5についての部分でもの真中から下のあたりにこれも補償体制の補償という字を訂正させていただきました。以上が修正部分でございます。今の点について何か、ご質問、ご意見等があったらよろしくお願い致します。よろしいでしょうか。特に質問等がございませんのでこのような修正案でいきたいと思っております。それからもう1点議論をしてみたい部分があります。それは前回優先順位等々を考えてみたらどうかという意見がいくつかの委員さんから出されました。これもどこまで書くかということも悩みましたがある程度の優先順位のような或いは優先すべきところというものをとりあえずここでは基本案にはいれておくべきかなと思ひまして、一番最後の附帯事項というふうにまとめさせていただきました。大きく河川改修と総合対策、流域対策ということでまとめております。今読んだこの基本案の一番最後の部分ですね。そこに、「終わりに」の次に書いております。ちょっと読ませていただきます。

「附帯事項」「優先すべき対応策について」ということです。一つ目です。「河川改修。神橋下流の河川改修を最優先としつつも、弱堤部及びその他住民の生命、財産に影響を及ぼすと思われる危険箇所についても早急に対策を講じる。」この意味は河口部分の神橋下流というのは、今日午前中かなり議論されたのですが、この辺がやはりまずもって改修されていく個所かということでございます。ただしそこだけで留めておく場合に他のところでもいくつか指摘されております堤防の弱い部分だとか、そういったところ、特に生命財産等になんらかの影響を与えるかもしれないようなところがあるのならばそこはきちんと精査して、調査して同時にやっていくという主旨でございます。それから2つめ総合流域対策です。「ここに示された治水・利水対策案はそれぞれの異なる機関、部署で実行されることになる。」この機関、部署という表現がいいのかどうかちょっと悩んで書いておりますが、続けていきます。「したがって各機関、部署は今後の計画の立案についてこれらの諸対策を優先的課題として位置付けるとともに、各部署がこの出された案について積極的にやって欲しいということです。特に水田貯留に関しては上川流域の特性を活かす重要な治水対策であるという観点から出来るだけ早期に関係する部署の横断的なプロジェクトチーム等を組織してその対応策に乗り出す。」上川部会のひとつの特徴として、水田貯留というものを考えております。これは出来るだけ早期にそれなりの体制を取って調査するなり検証するなりということを進めてもらいたいということを書いていただきました。この附帯事項について意見、質問等がございましたらよろしくお願い致します。はい、清水さん。

清水委員

今の最後の附帯事項のところ、優先すべき対応策についてのまず最初に河川改修が出てくるのですが、この中にいわゆる堆砂、障害物除去、もろもろの基本的な河川維持管理をやっぱり優先度を高くしてどこかに入れられないだろうかということです。

植木部会長

はい、維持管理の部分ですね。そのこのところをやって欲しいということですね。特に上流域ということに

なりますか。ここでは一応神橋下流ということはひとつ位置付けておりますので、それよりも上の部分において弱堤部も含めそれから維持管理ですね。そういったものをいれて欲しいということですね。要するに堆砂だとか、それから樹木等のそういった問題ですよね。この点についていかがですか。多分いろいろとご意見があればどんどん入っていくということになるかもしれませんが、しかし、どこまでを入れるかということがありますが一応基本方針ですので、最低限のところだけということでは理解していただきたいのですが、今、清水さんの言われたそれは本来ならば日常的にやっておかななくてはならない作業だとは思っております。ですが、どうしても県の予算関係上遅れがちであるということは多分あるのだらうと思っておりますので、特にこういった部会が開かれて新たな考え方で行こうという事でありますからこの辺はより積極的に進めていくという意味もあって清水さんの意見はここに1文いれたいと思っておりますがよろしいでしょうか。よろしいですか。では、そのようにさせていただきます。他にいかがでしょうか。はい、藤澤さん。

藤澤委員

下から2行目の関係なのですが、午前中にも若干発言をしましたが、上川流域を今後どうしていくかと言う点で、たまたま私埼玉県の河川流域づくり検討協議会というこれは荒川の支流の一級河川ではありますけれども江川という川だそうでございますけれども、ここは関東平野の平らのところで人工密集地でも面積も流域河川も5平方キロということで、小さな所ですが、しかし私は関係する部署の横断的なプロジェクトチームということだけではなしに、たまたま江川の例を取りますと委員長さんは専門学科の教授です。それから後国土交通省の上流の工事事務所があるそうで2箇所入っていることとももちろん埼玉県、それから関係する市町村の桶川市、上尾市、北本市、鴻巣市が入っております。私はそれだけだったら今までとあまり大差ないと思うのですが、その他に具体的な事例で言うと桶川市薬師堂区長いわゆる住民ですね、それから桶川市東観団地自治会長、埼玉県生態系保護協会上尾支部長、埼玉県生態系保護協会事務局、サクラソウトラスト連絡会というように河川に関わる、関心のあるそういう住民代表なんかも含めてプロジェクトチームを作ってそして実践実行していくというような組織作りをしておかないと私は確かここで11回の絵を書いたのだけれど、その絵のとおりに進んでいくかどうかという点では、どなたか前回のときに行政に対して不信を持っているというような発言もありましたけれども最後の最後まで見届けられるような体制を取っておくべきだろうと思っております。それから前回関係の幹事の所長さんの方から河川アダプト(adopt: 養子縁組、ボランティアの住民や企業が「里親」になり、国、県、市町村が管理している道路や河川敷、公園などの区域を「養子」とみなして、美化活動を行う仕組み)というような話が出ましてこういうようなものも含めて住民の声を聞くということだけでなしに私は声も聞き、力も出してもらい、場合によってはその人達が力を出すことによって行政が財政的な裏づけもするという事で一定の理想的な河川がアダプトという形態でも構いませんけれども実行団体、実践団体にもなっていくと。場合によったらまたはその他にも特定非営利法人なども今後立ち上げるようなこともしながら、文字通り地元の皆さんを主体としたとか主人公としたとか、そういう流域づくりのものを加味したもとしてここへも住民のとかという言葉を入れてもらってそういう意図を汲んでいただけたらなと思っております。

植木部会長

はい、ありがとうございます。私が書いたところでの関連する部署というのはそういう意味では狭いと、もっと広く住民も含めてということですね。確かにその通りですね。そのように思いますけれども。今の意見に対していかがでしょうか。他の方。ご質問と意見。はい、清水さん

清水委員

今の意見は大賛成ですが、ここの部分で入れるとすれば総合流域対策だけになってしまうのですが、やはりそういう民間の知識と経験を活かしていくひとつのシステムを作っていくという点では、この河川改修の問題もすべて含んでやはり県にはお金も無いことですので出来るだけお金をかけないで実効のあるやっぱり政策をしていかないといけないので、その為にはやっぱり広くこの流域のこの住民のいろんな方の専門知識と経験を活かして素晴らしいものを造っていくという観点で全体に共通する点としてそういうシステムをやっぱり作ってこれからやっていけたら素晴らしいとこういうふうに思います。

植木部会長

住民からの知恵もそれから力も、労働力もということですよ。ボランティアを含めてということをやっ
ていけばいいのだろうということですよ。はい、小平さん、どうぞ。

小平委員

今のご意見に賛成で、附帯事項のもうひとつに住民参加というのをいれて欲しいというのは同じです。私
がここで今発言しようと思っているのは、上川流域の特性を活かす最も大切な治水対策として水田貯留とい
うのがあるのですが、ちょっと前の話に変わりますけれど、財政ワーキンググループの報告の水田貯留の
ところにありますけれども、この水田というのをワーキンググループでも一般の水田ではなくてこの基本案に
あるようにほ場整備済というのを明確に入れていただきたいなと思います。ここの2ページの貯水を行
う為の畦畔の補強工事の工法、規模が確定出来ずとありますけれども、ほ場整備済の場合はこの はほとん
どお金はかからないのでこれはワーキングの方にも報告しておいていただきたいし、2番目の排水溝の改良
工法もこれも十分住民の知恵で確立できるのではないかと、それもあまりお金がかからないということ
です、ワーキンググループの方に部会としてこういう意見を上げていただきたい、ということです。

植木部会長

はい。基本的には藤澤さんや清水さんが言われた意見に対しては賛成であると、更に加えてこの水田貯留
に関してはほ場整備済、これはあれですよ、事務局、これはそういう意味で、基本方針がそういうふう
に書いてますから、そういう意味でこども使っているわけですよ。水田貯留というのは、ほ場整備済水田貯
留ということで、よろしいですよ。財政ワーキングのこの2ページ目ですよ。部会では基本的にすべ
ての水田というわけではなくてほ場整備されたものを中心にとということですから。

事務局(治水・利水検討室 萩野企画員)

財政ワーキンググループの方に示してあるのは前回の部会長の出された基本案を出していますので同じ
ほ場整備済の水田で頭のところをただ省略してしまっているということと理解できると思います。

植木部会長

そういう事なのですが、書いておく必要があるでしょうか。一応基本は、基本案がありますのでそのと
ころで理解しているという事なのですから。

小平委員

大変影が薄くなると、財政的には、問題になってこないということじゃないかと思うのです。

植木部会長

柳平さん、どうですか。今、ほ場整備済の水田貯留の場合には今2ページ目の、 はほとんど費用はか
からないのではないかと話なのですが、柳平さんの方からもし...

柳平委員

先程も話が出たのだけれども、確か水田貯留についてはいわゆる排水の改良工事という のことすけれ
ども、これはもう出来上がっているというそういう解釈ができると思います。それで算定できない。あまり
にもこう水田貯留についてはすべてはもう算定できないというふうに書かれてあったので、これは難しいこ
とだなあというふうには私なりに解釈したのだけれども、今お聞きすればそうであるということであればこ
れは畦畔もそれなりに作ってもらってありますしそれから排水もコンクリートでもってすべて出来ていま
すので、ただそこへ貯める為の広めの板を貯水するときには入れさえすれば貯留は出来る。そういうことだ
と思います。

植木部会長

はい、わかりました。そうしますとこの水田貯留に関してはほ場整備済の水田においては、十分にこれま

で整備されたというか工事がなされているのでこの辺に関してはほとんど今後問題はないのだろうと。むしろ誰がどうするかとか、そういった問題が大きいのでしょうか。そうしますとこの 番 番とかそれから畦畔管理とか、この辺は多分ほとんどお金がかからないで済むだろうということですね。ただひとつ、ちょっと気になるのはこういったことを協力してもらうにはやはり多少なりにも維持していく作業というものはどうしても必要だからその辺に多少お金はかかるのだろうなというふうには思いますけれど。そういうことですね。はい、清水さん。じゃ今水田貯留ね、これに関してちょっと話を…。

清水委員

水田貯留に関しては今言われたのはその通りで一番有利な点が、既に貯める為の基盤は出来あがっているということがこの考え方一番有利なところだと、建設費がかからないということですよ。ただ、これを見ると今指摘されているワーキンググループの 1 - 1 と 2 ですか、これは今言われた通りほとんど、費用はほとんどかからないと言っていいこととそれから 3 のところ、ワーキンググループの報告の 3 です。水田貯留の 3 の治水機能維持の為の畦畔の管理、水管理などの手間というところで、ここのやっぱり財政支援の必要性、この財政支援というのがやっぱり一番この水田貯留に関してお金のかかるところじゃないかというふうに思います。この部会長案の基本案の中でも財政支援というのがちょっと抜けているので、これは 2 - 5 - 1 ですね、2 ページの、基本対策案の。その 2 - 5 - 1 の 5、6 行目ですか。例えば水田貯留の実施に当っては県の支援、市のリーダーシップ、住民土地所有者の合意と協力が是非とも必要であるというところでその次に様々な仕組というところで検討機関の新設、法的整備、責任補償体制の検討、住民学習、等々である中にやはり一番大きな問題として財政支援というのをちょっと入れておかないと、このことの財政支援が行われるのか行われないのか、その財政支援の規模がどのくらいなのかというのがやはり農家の方の協力を得る上で一番のポイントになるのではなからうかと思うんで、ぜひそれを入れていただきたいのとどんな財政支援が必要なのかということも若干部会でも検討しておいた方が良いのではと思います。その問題は、その後になると思いますが、僕としては、僕も農家なので農家の立場でいえば、財政支援のそんな法外もない金額でなしに、治水機能の維持ということになると基本的にはいかにきちんと土手草を刈るかという事に田んぼの場合は尽きるんで、さっきも柳平委員さんに言われたようにもうすでにほ場整備済みの水田は大型の重機でもってかなり硬く締められているので構造的には問題がないですね。ところが長期間にわたってその強固な畦畔を維持するに必要不可欠なのは草刈なんです。この草刈を怠るとモグラがもぐったり、軟らかくなったりとかひたすらとにかく草を刈る事が畦畔を硬く維持していく秘訣なので、その辺にどの位の財政支援ができるかということが 1 つのポイントになるかと思うんです。先ほども土地改良課の皆さんにちょっとお聞きしたら、この前の水田処理に関する土地改良課の出された資料の中でいわゆる湛水面積がほぼ 85% 位で設定されているんですが、その残りのほぼ 15% 位が畦畔、土手の面積だということになるんでこれにどの位の草刈費を県は支払えるのかと。ちなみに今、特に高齢化が進んで後継者難でお年寄りになってなかなか水田の管理を思うようにはいかないといっても、草刈をどなたかが頼んでやってくれさえすればその田んぼは維持されるというのが現状なんです。ちなみにあのいまの土手草、まあこれは土手草ばかりじゃないですが、草刈の費用というのはいろんなばらつきはありますけれども、平米あたりだいたい 30 円から 40 円というのが基本的な草刈の費用なんです。これだけ出せば今はいくらでも草を刈ってくれる人はいるので、その位、総体的にどの位になるかはわかりませんがその位出せば皆もろ手を上げて、多分賛成するだろうというふうに思っていますので、是非そのあたりを今後検討していただきたいと思います。

植木部会長

ありがとうございます。基本的には維持管理のため特に草刈ですねその部分が多分財政的支援があると農家の人たちはやり易いだろうというような話ですね。それで今清水さんが言われた財政的支援という言葉なんです、実は 1 枚目の方の 2 の 2 のここに特にほ場整備済み水田とありますね。ここに私はそう言う意味も含めて 1、2、3、4、5、5 つ目のポチの所に新たに付加された治水機能維持するための財政的維持を検討すると、いうふうにここにしておりますのであえて後ろの方の 2 の 2 に対応する総合的治水、利水の観点からの部分についてですねここに入れなくても、特にほ場整備済み水田で言うておりますので、よろしいかと思うんですが。はい、藤澤さん。

藤澤委員

今の点に関連して清水委員の言ったとおり私はこれは大事な点だろうと思うんですけども、先ほども述べました埼玉県事例で財政的支援をしている所があるわけなんです。それで私も水田の貯留問題についてさまざまな人がホームページを開いたり、もちろん書籍もたくさんあるだろうと思いますけれどもホームページ開くだけでも 100 件以上水田貯留について述べていまして、2 点ほど気になった点のそのひとつが今の埼玉県事例だったんですけども埼玉県の場合にはこの江川という川がなかなか河川改修が進まないよという意味で河川改修の進むまでの間、水田の所有者の協力を得たい。それで桶川の河川課長さんでしたっけそこでは約 50ha の水田がある内埋め立てをしていない水田と思われるものが 36ha、それに対して田んぼを貸して欲しいということで契約の出来た所有者が 29ha の 79% だって言うんですよ。それでどのくらい補償するかって言うと 1 年毎更新ですけども、平米 14 円だって言うんですけどもこれは清水さんの言っているのと比べると文字どおり水を貯めることを目的にした補償ですから、ちょっと比較にはなりませんけれども、こういうように住民の財産や生命を守ることを考えたら河川改修の過渡期の課題としては行政としてはこれだけのことをやるんだと。その隣の上尾市でも同じ協定を進めていまして、この場合は 92% の協力を得て年間予算 328 万円、桶川の場合には 406 万円という事のように、そういう補償をすることによって農地転用なども進まなくて水田が保持されているという点ではかなり自信を持っておりました。そんな点も申しておきます。

植木部会長

はい、ありがとうございます。今の部分について色々意見が出されているんですが、土地改良の方でどのように今のお話をお聞きになっていたか、意見等ありましたらお願いしたいんですが、土地改良どうですか。

諏訪地方事務所 湯沢土地改良課長

小平さんの方からご指摘を頂戴致しました、基本的には整備済み水田を対象にすべきかなと私もはそういう考え方でやってきています。但し、ほ場整備も長く経過している所があります。そういう意味でこれは始めるにあたっては畦畔部分の再整備を要する所が必要ではなからうかということもございます。それからもう 1 点は排水工につきまして、現在の物と違った形で整備をされた所もございます。また当地はかなり寒冷な所がございまして冬場の凍上、或いは土質的に草等の生えが悪くて畦畔の形状の変わる所もございまして、そんなことを懸念いたしましてワーキンググループの方にご提言をさせていただいたところでございます。そんなことでよろしく願いいたします。

植木部会長

はい、委員さんからの意見は基本的にからは殆んどかからないだろうと、問題なのは要するに畦畔の管理特に草刈がある程度財政的に支援されればこれはもう皆積極的にやってくれるだろうという話なんです。そうした場合に 1 番 2 番は殆んどこれは財政ワーキングが予算として話し合う点が無いのか、むしろ財政的支援として、農家 1 戸あたり例えば幾らかの財政的支援を出すことが出来るかどうかというようなそういったところの検討は 1 つよろしく願いしたいと思っています。はい、この水田に関して高田さん。

高田委員

藤澤さんがこの別刷りを出されていてまして非常に参考になりました。別にこういう形で動いている所があるということは非常に心強いと思います。私もついでに今すでに話題にありましたんで、グラフ裏表ありますが、これ前に出した物をまとめ直したんで、もう 1 度おさらいのつもりで説明させていただきます。

ほ場整備済みの水田面積は、3000 m² ということで、まず右上に 1/2 と書いたものですが、総雨量 200mm が 15 時間にわたってこのように降る。降りだしから 10 時間目にピークを迎えてその後、5 時間後に弱まりながら雨が止む。それでその下のグラフが 3000 m² の水田に対して、以前説明しました堰幅を 30cm。これは普通の排水溝だと思います。それと 10cm、5cm にしますと、水位が一番絞った時に、17cm 弱に水位が上がります。裏へ行って頂きまして、その時に、毎秒何リッター水田から水が流出するかということですが、普通の場合幅が 30cm だと思いますが、毎秒約 3 リッター、ピークの時に出てきます。

5 cmにしますと、毎秒 1 リッターちょっとで延々とあとに続きます。最後の下の図です。総雨量 200mm が水田に降るわけですが、その時に、何時間で何mm分、水田から流出するかです。

普通の 30 cm幅ですと、今いきました経過時間 10 時間で雨のピークが来ます。ここから川の流量のピークは、多分ピークから 2~3 時間あと、15 時間位迄でピークが下がると思うのですが、15 時間にいたる時に水田に降った雨が何mm分流出するかということです。そうしますと、30 cmの堰幅の場合は、大体 120mm 流出します。この時点で、水田に溜まっている雨の量は、全 200mmの内の 80mmが水田に残るということとなります。その時に、5 cm幅に絞ってやりますと、15 時間時点で 40mmで、残り 160mmが水田に溜まるということです。

要するに、15 cmほど水田に溜まる。これでいきますと、整備済みの田んぼの面積が 16 km²ほど、この前の資料でありました。また、他のところは、はいってませんが、その位としますと、大体 200 万 t 位の水が溜まるということになります。ですから、やはり水田の貯留は、この地域は面積が広いだけに、かなりの威力を発揮すると思います。これで川の水がどう変わるかというのは、これだけでは分かりません。シミュレーションがいます。

それともう一つ水田貯留に関連して、最近、大阪市下水道局の 50 歳代の職員から聞いたんですが、彼が若い頃、大阪の東の方の非常に地盤沈下で沈んだところで大雨が降りそうになると、水田の所有者に、頭下げて廻って水が出た時そこへ水を入れさせてくれと、そういうことをやってたということを知りました。

その中の、水田には正確には覚えてないんですが「お助け水田」とかいう名前があって、そこは多分一番最後に開拓された一番権利の弱いところだと思うんですが、そこが犠牲になるような、そういう仕組みもあったそうです。こんな話、今頃聞きまして「へえー そんなことがあったんか」という、やはり同じ様なことを考えているんだなということがわかりました。以上です。

植木部会長

はい。資料に基づいて、水田貯留の有効性を説明して頂きました。水田について他に何かございますか。はい、小平さん。

小平委員

もう一つなんですが、部会長さんの基本案で行けば、2 - 2 の 3 番目にあたるところだと思うんですけども、あくまでこれは関係住民の理解の上、自覚的参加ということを原則にというお願いをしたいんですけども、それを文章にいれるかどうかをご検討頂きたい。

自覚的参加ということをお願いしたいんです。基本案の 1 枚目の 2 - 2 の 3 番目の水田貯留を機能させる組織体制のあり方と、水田所有者への協力体制を検討するということがありますけども、そこに住民の理解の上、自覚的参加というのを入れてほしいわけですけども、入れる必要があるかどうかはご検討頂きたい。例えば、ほ場整備だと団地になっている訳です。そうするとここ一帯はそういうふうにしてほしいというお願いをするわけですけども、あくまで、それに参加するかどうかは関係住民の自覚的参加だと。当たり前なんですけども、やはり公聴会でもそこら辺はきちっとお話頂ければ、理解していけば本当に先程 100% に近い方向へ行けるというのはこの間説明をして歩いている中での感触です。

植木部会長

はい、わかりました。他に水田貯留について何かありますか。そうしますと幹事会の方には財政の算定にあたって幾つか、それほどお金がかからないというものがあったり、それから財政的支援という部分のお願いも出ておりますので、もう一度その辺を検討して頂きたいということをお伝い申し上げて置きます。それから、この付帯事項については水田について、藤澤さん。水田についてこの付帯事項に何か付け加えることは、何を言っていましたか。他にどうですか。付帯事項についてまた、戻りますけど。

それでは今の大きく言えば 2 点ですね。河川改修における維持管理の問題と、住民参加ということをごに入れたいということで、宜しいでしょうか。特に反対意見等ございませんか。はい、それではその辺は了承されたということで、この辺の文章はまた私の方へ任せていただいて、公聴会の前に皆さんに再度確認するとするならば、次の議題である現地検討会ですか。その時まで、間に合えばそのようになります。その辺の判断はお任せ下さい。それでは、一応付帯事項は付けるということで宜しいですね。はい。

続きまして、上川流域総合治水。そうしますと、今ここで確認していかなければならない。決めなければいけないということですので、修正案を提案致します。

河川改修ですね。「弱堤防及びその他住民の危険箇所についても早急に対応策を講じる」とあります。この部分に弱堤防及び通常の維持管理、わかりました。途中で10分位休憩取った時に、私やりますのでその後、また、戻ってということにします。それでいいですね事務局。

それでは、次の上川流域総合治水対策イメージ図というのがカラーで皆様のお手元に2枚行っております。この点について、幹事の方からご説明お願いします。これは基本的に当日、公聴会の時にお配りする絵という事で作成して頂きました。それを確認する意味で皆さんに一度見てもらいたいということですね。高田さんどうぞ。

高田委員

この絵の中に、付け加えて頂きたいことがあります。それは本文の方に関わりますのでそれもついでに言わせてもらいますと、対策案の一番大きな3-3、が農業利水、が家庭貯留がありますが、として、是非あげて頂きたいのは、駐車場舗装の透水性を促進するという事です。私の住んでる大阪の北の方に比べて、駐車場はるかに多い。で、前にも言いましたけど私が環境審議会の委員をやっている豊中市では、民間駐車場に限らず、公共のものも透水性舗装を推進しております。

舗装というのは、消耗品の一種で、目詰まりの心配なんかされますが、絶対マイナスにはなりません。この絵には、今言いましたとして、「駐車場舗装の透水性を促進する」というのを文章として入れて頂く。この絵にも、これを反映して頂きたい。そういうふうに思っております。以上です。

植木部会長

今の意見はですね。基本案の2ページ目にはまるということ。2ページ目の左側、3-3についてということで、あります。として駐車場の舗装の透水性を促進するという1項を加えて頂きたいということですね。これは、新たに出てきた考え方です。その理由は非常に駐車場の面積大きいとそれが透水性を持った舗装であれば治水対策として有効であろうというような高田さんからの話です。この点についてまずお聞きします、どうですか。駐車場の舗装の透水性を促進するという1項をここにいたいという事ですが、よろしでしょうか。はい、これは了承されましたので基本的な方針、中に1項入ると言う事になります、それを踏まえてこの図ですね、そういった形が加わると言う事になりますが幹事の方よろしいですか。説明は、はい。

事務局（治水・利水検討室 神原主任）

それでは、上川流域総合治水対策のイメージ図ということで事務局から説明させていただきます、部会では流域対策が重要であるということで公聴会にける上で、総合治水対策とは一体どういったものなのか公聴会に来て頂く方、住民の方々になんとなく概要を思い浮かべてもらえるような図にしようということで部会長とご相談のうえ作成いたしました。

確か、小平委員さんからのご意見があったかと思いますが、年度は書けないという事でX年度にしてありますが、現況からこのようなイメージで河川改修と遊水地対策を並行して進めて、最終的には両方で100分の1の確率になるようにやっていきますよと、まず大枠でイメージを示めさせていただきました。それから、下流部の河川改修について大体大まかにこういうものをやりますよというものを基本案にあるものを添えて書いてあります。又この下流部の河川改修について詳しいのは2枚目に河川改修のイメージ図がありますので、幹事の方から説明させていただきます。それから、上流の方に行きまして森林整備、跡地利用、中上流部の河川改修、区市町村住民の連携強化、情報公開と住民参加の治水協力体制、基本案に書いてある言葉をイメージで理解してもらおう目的で一緒につけさせていただきました。住民参加型の治水対策ということで下半分の方に大体どのような項目、イメージということですのでこのような場所に遊水地または溜池、雨水タンク、水田利用のイメージを下のように入れさせていただきました。部会の議論の中で具体的な場所については示すと又いろいろと問題があるので、このような住民参加型の治水対策について、具体的に流域でこと指定出来ないのでもイメージをつかんで貰うという意図でこのように作成いたしました。

次、2枚目の上川河川改修イメージについては幹事の諏訪建設事務所の方でお願いしてもよろしいでしょ

うか。

植木部会長

はい、おねがいたします。

諏訪建設事務所 ダム課木村課長補佐

これ何度も見ていただいているイメージ図なんですが、第7回のイメージ図でもこの図を出しているのですが、午前中説明させていただきました断面に基づいてその絵とはかなり概略の絵にさせていただいたんですが、横断図をそれぞれA区間、B区間、C区間、D区間、E区間、F区間ということで示させていただきました。内容については、基本方針を書きましてそれぞれの対策について書かせて頂いています。内容的には午前中に説明させていただきました横断図と同じでございます。

植木部会長

事務局幹事会から説明を頂きました。まず1枚目ですね、総合治水対策イメージ図ということで公聴会には皆様にお示したいということです。最初に若干の説明があって、基本的には多くの皆様の意見を聞きたいという事を重視しますので、出来るだけ早い時間帯に公述される方に話してもらいたいと思っています。たぶん基本案はそこへ来る方は当然もうご理解していると思います、ですからそれをイメージしてもらいたいという事でこういう事を作って公聴会を開きたいということなんですね。最後の河川改修イメージを含めてもいいんだと思うんですけども、どうですか、はい藤澤さん。

藤澤委員

基本的に、私は大差有ると思っておりますけれども、農林水産省の事業として田園空間整備事業というのが有るそうです、おそらく茅野市さんではご承知だと思いますけども平成12年度で全国十何箇所かの内の1つが茅野市、原村、富士見ということで予算付けされていておそらくそれが今後膨らまされていくだろうと思いますけれども、その内容の中にいままで五味さんの方から盛んに主張されておりました内容としてこの農水省の資料によれば伝統的な堰、伝統的な溜池、多自然形土地改良施設、あるいは田園散策路とかこういう言葉を表示してせつかく予算付けをこの地域でさせられている物とうまくドッキングできないものかどうかと、全体がこれ年間予算が平成13年度で33億円で9地区っていうようなものですから、莫大な物ではないんですけどもしかしこの山麓3市町村で始まっているっていう中身と五味委員の発言してきた内容とはかなりそれからイメージ図とのドッキングするものですから言葉的にちよつと整合性としてもらえたらいいんじゃないかと思っております、以上です。

植木部会長

はい、具体的にどういった点を修正したらよろしいでしょうか。と言いますのもあとで公聴会用にすぐ作ってやらざるをえないので、今日の段階でもう決めたいというふうに思ってます。ですから具体的に例えばこういう所は直して欲しいだとかそういう点を言って欲しいと思っております。はい、藤澤さん。

藤澤委員

例えばその住民参加型の治水対策の右上の囲みの中の“既存のため池や”というように書いてありますが合えてドッキングするならば、農水省の言葉を使えば、“伝統的な溜池や貯水池の拡充などで農水省のこの事業を発展させる”とかと言う意味にしたらいかがかと思うんですけども。

植木部会長

私の基本案ではこれが既存のと言っていましたっけ、「既存の」って書いてあるんですね。事務局ではこの基本案をベースに書いたものですから、その今言われた田園なんかというやつとそちらのとはちよつと違うんですね。で、イメージとしてはそれにかかなり近いと思うんですが、そっちの文章を持ってくるといいうよりもそれはそれとして私たちはこの基本案に添った形でとりあえず今回はいきたいと思っているんですが、そいいう字づらでここは作っていききたいと思うんですが、いかがですか。

藤澤委員

そういう事業があるってことですか。

植木部会長

はい、そうですね。それが原村それから富士見ですかあっちの方で採択されたということなんですね。

藤澤委員

だから国土交通省サイドだけでなく、農水省でもあるんだと。

植木部会長

そうですね。他にいかがでしょうか。はい、高田さん。

高田委員

河川改修イメージ図ですがここで1つ基本方針Aの中に架け替え予定の橋梁の名前を挙げといていただいたらもうちょっと皆さん地元の人もわかりやすいのかな、という気がします。

植木部会長

架け替え橋梁ですね。

高田委員

架け替え予定でいいと思うんですけどね。

植木部会長

予定のね、幹事会どうですか。そこまで具体的な話は盛り込んで、はい、幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

もう少し細かく現地の状況とかを調査しないと架け替え云々の話は出来ないかと思しますので、詳細設計にあたってですね検討していく事項であると考えております。

植木部会長

予定という言葉を入れてはだめですか。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

あまりよくありません。

植木部会長

あんまりよくありませんですか。そうですね。高田さんよろしいですか。なんかそういうような事業当事者にとっては、ちょっとやりにくいと。

高田委員

一度出した名前はなかなか変えられないというそういうことかもしれません。気楽にやっていたらいいかと思つてます。

それともう一つ、先程このB区画であえて引堤しなくてもいいというんだったら、コストの面から高水敷を広く掘削して治水の最低限の必要十分な経費でやるという点を優先すべきだと思いますので、引堤はやめた方がいいんじゃないかと思つています。

植木部会長

B 区間ですね。「拡幅を行うとともに」というふうに書いてありますね。これは基本案に沿った書き方なんですね。午前中の話では、基本案では多分入っているんですよ。そういうようなところありましたので、河床掘削、高水敷掘削、拡幅と書いてあるんですね。神橋より下流イメージ、ただ場合によっては、この基本案には神橋より下流域というふうにまとめているんですね。その中で、どこになるかというのは今の所、検証段階でやるということなんです、ここで B 段階とここで基本方針 B の中に入ってくる。C の中にも入ってくるんじゃないですか。C は、入ってこないか。どこかに入ってきますね、引堤が。上流ですよ。F 区間ですか。F 区間一部の拡幅を行い。E、F ですね。ですから、B、E、F には入ってくるということなんです。幹事会、何か問題なのは、この区間に神橋側下流という中で、基本的には現在考えられるのは B 区間なんだろうということなんです。それで、出来れば基本的には先程、午前中に話したように引堤しなければいけない方がいいだろうという話が大勢を占めていたということありますね。ただ、場合によっては引堤をせざるを得ないということもあるのかもしれないですね。

高田委員

詳細に検討して要らない場合は、より結構な話ですということの説明でもいいと思いますけど。強いて河内で流れる余裕があるのにこれは行きすぎ違うかなと思っているんです。

植木部会長

そうしますと、その辺は口頭でも宜しいですかね。詳細に決定後場合によっては、引堤は行わないこともあるということは、前提としてあるということですのでそれは口頭で説明することにしてしましましょう。

他に、いかがですか。はい、五味さん

五味委員

上川河川改修イメージ図、一番最後になるということですか。この E、F の下の部分に相当するところで、青い河川の表現に、上の総合治水対策イメージ図の方のように、全部とは言いませんけれど、森林の図までということではないんですけども、横河と音無川、滝ノ湯川を入れたいですね。

表現まで入れなくても、川のあることだけは。そうでないとしても、総合治水にならないし、また結局ダムの中の川しか見てないと。失礼だけどそういう感じがある。それはやはり、そちらの方が広いですから。柳川が入っただけは進歩だし、宮川が入ってますけどまだまだという感じです。それが 1 つ。これは、青い線を入れて頂けばいいことで、名前まで入れなくても川があることが判っただけでいいと思いますけどそうして頂きたい。

それから 2 番目、E 区間と F 区間の拡幅が必要かどうか、片方だけでいいのか、ほとんどこれは E 区間も F 区間も拡幅するとこういうように思えるかどこがあるのかと私、分からないですが、これは用地買収の話にもなりますね。ここに疑問を持ちます。片側だけあるとともあればというなら 1 つにして頂いてあればやるということ位にしといてもらいたいの、ここを 1 つ拡幅の部分はどちらか消して頂きたい。

それから、仮にあるとしてもという考えがあるのでも、これだと両方みんなやるようになるから。お分かりですか、言っていること。

もう 1 つはね。私は、住民のこの E 区間、F 区間の防災意識というのは、河の壁、河壁というんですか。壁を叩くから皆、不安なんです。粟沢川にしてもこの付近にしても全部そうなんです。

ですから、両端はねなんと言いますかここで言えば、高水というんではないかもしれないけど、この安心量見たいにしっかり大きな石でもセメントのだんらくでもいいですから、残して掘るような図にして頂きたい。これもみんな真平にするんですよ。

両側を残す図にして頂きたい。お分かりですか、言っていること。上は漸くみんな真ん中に常時流れる水の形が残ってるんでいいです。ABCD、上はいいんです。この図でまあまあと思います。少し引堤の問題は私、疑問点がありますけど、下ですね。下は両方、壁までしっかり掘るという形になる。もし、この壁もこういう図だったら工事の形は河床の下に、しっかりした物が入っている図にして頂きたい。こういうふうな安心の問題でね。ただ、流下能力やそういう問題で無い表現をして頂いたらありがたいと思います。

植木部会長

はい。まず1つ目の、ここに載っていない河川を入れてほしいということですね。この図では、ちょうど書きにくいですね確かに。上のD区間とぎりぎりになっていますから、しかし、少しでもいいから入れてほしいということですね。どうですか。はい。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

2枚1組で、お示ししてございます上川総合治水対策イメージ図、これは前節に載っております。次の、上川河川改修イメージ図ということで、主要支川だけを載せてございます。

こういう図面だと、理解して頂きたい。それとですね。

植木部会長

ちょっとお待ちください。五味さん、1枚目の総合的に見た場合にはここにこういうふうには書いてあるということですね。だから、2枚目は、河川改修のみなので、取りあえず今まで議論したこの部分だけなんですよということなんですが、総合的なものをイメージされるのであれば、1枚目で十分かなと、私は思うんですけれどもどうですか。五味さん。それはちがいます？ イメージがちがう？ そうですか。

それとですね。E区間、F区間 はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

特別、柳川と宮川が入っているのは、A区間とかB区間の合流河川を明確にする為に、入れてあるんですね。区間を分ける場合に、この合流後と合流前で区間を分けてますよという事を明示する為に、柳川と宮川だけは入れさせて頂いていますけど。そういう意味で、入れさせて頂いている所なんです。

植木部会長

それでは、五味さんお聞きします。

五味委員

先程の、数箇所の改修をしたいという時には横河川との合流付近が或るわけですよ。横河川を無視しては出来ないんですよ。横河川というのは懐の深い川なんです。霧ヶ峰なんですから流域の元がなどなど考えると、いずれは、こういう川との接点の問題になるわけです。そして、この部会では、十分論議は出来ないけれど、こちらの川の方が、生活用水をしっかりと抱えた川なので、いずれは、部分的な崩落や不十分なものも改修せざる得ない時がある。上川本流の方が、後で工事してもいいような部分があるわけですから、私、どうしてもこんなにくどく言うのは、これはダム発想なんですよ。ダムの時のままのそこへちょこっと川が入っただけなんですよ。総合治水になってないんですよこのイメージ図の基盤が、もう1歩踏み込んで申し上げたいということなんです。

植木部会長

ここで今、幹事が説明したのは、この区間を示す為に支流を入れたという、そうした方が判り易いだろうと。私はダムの発想では決していないだと思っんです。こういうのはダムの発想ではなかったですか、そもそも。ダムだけだったですから、だからこれは、私は新たに作られたものだと思っんですが。細かい部分であれですがどうですか、他の方の意見も聞いてみますか。清水さんどうですか。はい。

清水委員

今、五味さんの指摘されたのはちょっと意味が違うような、違うようなでは無く、全然意味が違うと僕は思うんですが、要するにこの図に上川の本川に柳川と宮川と取壊川が入ったのは、早く言えば町の中でここからここまでが1丁目で、ここから2丁目ですよと1丁目の門にはポストがありますよと、単にポストの位置を書いただけの話で、決して、横河川が重要でないとか、他の支流が重要でないとかいう意味でなくて、単に非常に明確に判り易い図を書いたということなんで、これ以上入ると、余計分からなくなるので、これはこれで、全然問題は僕はないと思っんですが。

植木部会長

宜しいですね。これで。五味さん、ご了解下さい。次の問題ですね。E 区間、F 区間の示し方について訂正願いたいという意見が出されております。1 つは拡幅というのを取って頂きたいと、どちらからでもいいからという。これですね。基本案では、神橋より上流は拡幅というようなことも考えて、「必要な箇所に適切に実施する。」ということになっているわけですね。それを、忠実に絵に書いてみたという事になるんですね。

ここのところは、私は、説明すれば話は済むのではないかと考えてます。と言いますのは、これもいうならば、大雑把な絵なんです。調査がまだ十分されてないけども、基本案に則ってこういうふうに書いたというだけであって、これが具体的にほんとに拡幅されるかどうかというのは、実は今後の検討課題な訳なんです。その辺を、きちっと説明すれば宜しいのではないかとこのように思いますが。それから両側を残す要するに、高水敷を残す様に書いてほしいというわけですね、五味さん。これだとすっぱり全部とっちゃって、何か如何にも綺麗に従来のやり方で、やってしまうような工法のように見えるから、高水敷みたいなのを造って貰えば皆さんもっと理解し易いですよということなんですよ。高水敷を残すような図とかですね。他の方はどうですか。はい、清水さん。

清水委員

たしかにこの図をみると、取籠川から下流は非常に丁寧に書かれているのに、E とか F にくると、鉋でぶったいたみたいな酷く粗末に扱われているなという感じがしないでもないんですが、やっぱり下流部と同じ様な書き方で、こんなに大きな図でなくいいから、多少やっぱり高水敷もあることだし、そこに堆砂があったりということなので、それらを除くというような、そういうイメージで、下流部と同じような連続性を持った書き方をして頂いた方がありがたいというふうに思います。これでは、何かパワーショベルで、ガサッとすくっちゃって終りというような、イメージなんです。拡幅に関しては、この現地を見る中では若干川幅が狭くなったりしているところがあるので、多分、部分的に、必要なところもあるのかなと思っていますので、基本方針 E、F の各 2 のところで、一部区間の拡幅を行いと書いてあるので、僕はこれで全部拡幅する訳ではないということがわかるので、いいんじゃないかと思えますけど。

植木部会長

ただ今のご提案ありました。他に、どうですか。もうちょっと工夫出来ますよねこは幹事会。出来ますか。はい、幹事会。

諏訪建設事務所ダム課 木村課長補佐

粗末に扱ったつもりはないんですけども、掘り込み河道と築堤の違いが、やはり出てくるかと思うんですよ。掘り込んだ河道でいってますし、こちらは堤防を盛っているような感じで、出したつもりなんですが、絵を書いて頂ければその通りに直させて頂きますが。それと、拡幅の前に部分拡幅という言葉を入れさせて頂けばいいのかな。必要区間拡幅。

北原諏訪建設事務所長

宜しいですか。今、一部区間と書いてあるから分かるのではないかとこのご意見もあつたんですけど、どうしても拡幅に拘るなら、()書きにしてですね。必要区間括弧閉じるということでもいいかと思うんですが、とても全延長引堤ということではありませんし、それでいいかと思えます。それであと、ただバックホウで掘った様な状態だけではないというふうなことは、例えば、E 区間、F 区間についてですね。言葉で例えば、親水、水に親しめるような施設を残すものとする位のものは、言葉で入れてもいいかと思うんですがそれは、前の部会の時にご指摘を頂いている話ですし、そんなことでどうかと。

植木部会長

確かに、そうですね。この基本案にも、近自然型工法を採用するというふうな 1 文もありますからね。そういうのを加えれば、加えて頂けますかその辺は。今の拡幅の問題は拡幅必要区間()で書くということでした承願したい。それから、イメージ図は多少変更がありうるということですので、こういうふうに書いてほしいというリクエストがあれば、それを幹事会の方へ持って行けば、直して頂けるということになります。

ただ、あまりごちゃごちゃするような図にはしてほしくない。見て判り易い図にしてほしいと思いますので、その辺配慮頂きたい。宜しいですか。もし、委員の方から、そういった図の書き方のイメージが、出されなければ幹事に任せるといふことで宜しいですね。他に、いかがですか。どうぞ、小松さん。

小松委員

付帯事項のところに書いてありますけども、弱堤部、それを強化しようというのをですね。この河川イメージ図の中で、口頭で説明してもいいんですが、入れられた入れてもらいたい、大体 B 区間が必要かなと思いますけども、A から B 要するに堤防があるところですね。そこらのところは、イメージで見た時に、弱堤部があるところは、強化するんだなという感覚を持たれるような書き方が出来たらと、口頭で説明し構わないと。それも付帯事項にありますので、是非入れて貰いたいと。

植木部会長

弱堤部の問題は、これは結構重要ですので入れてもいいかなと思いますけども確かに。それと B 区間が気になる場所ですね。幹事会、弱堤部というようなところは、この B 区間のところに言葉を入れても宜しいでしょうか。いいですか。お願いします。他に、いかがですか。はい、五味さん。

五味委員

高田先生がご指摘された駐車場を含む公用地ですが、これはどういうことでしょうか。住民参加型の治水対策という図でしょうか。図ですね。2 番目と言ったらいい。上の四角の囲みの中に、グランド、公園等の活用の、等の中に駐車場も入っていると言えますが、主として駐車場という言葉を入れるとみんな判りいいんではないですか。企業を含めて、正に住民参加といえますか企業の方々の意識の問題も入るものですから、駐車場というのは大事な要素のように思われます。それを矢印で、左隅付近に出来たらビルっぽいものでも 1 コマ入れて頂いて、遊水地の横へ駐車場の様な形を図にも入れて頂ければあり難い。もういいませんから、部会長さん是非。

植木部会長

高田さんのさっきの追加された意見を言うならば、駐車場の透水化という表現でいいですか。それを住民参加型の治水対策の図の右上のところに 1 項目付け加えればいいと。さらに矢印も引引っ張って欲しいと言う事なんですね。家のごちゃごちゃとある所へ一本引いてもらえますか。幹事会、よろしいですね。公園の駐車場はどこでも結構ですので入れていただきたい。企業の方は、企業はかなり大きいでしょう。まあこの絵が基本ですからどこに工場があるかって言うのはわかりにくいですから、そこまでは難題ですでお許しくださいそれは。他にいかがですか、そうしますとこういうことで今、提案された部分 1 つ 1 つ修正も兼ねてまいりました。それを公聴会用として出すということによろしですね。はいはい。私も宿題が残っております。その追加付帯事項の所書く時間が欲しいと思いますので、15 分ほど頂ければと休憩を含めて 15 分現在 10 分ですので 25 分まで休憩と言う事で、そうしますとこの公聴会についてはこの部分については終わりということになります。はいじゃあよろしく願いいたします。

(休 憩 14:10 ~ 14:30)

植木部会長

それでは再開いたします。先ほど出されました修正事項を確認したいと思いますのでよろしくお願いいたします。まず、基本案をご覧ください。ここでいくつかの修正が成されました。説明いたします。

まず小平さんから出ました水田貯留に関する、住民の理解あるいは自覚的参加というものをこれについても他の所でも似たような表現がありますので、口頭で説明する位にとどめたいというふうに思いますがよろしく願いいたします。

それから高田さんから出されました駐車場の舗装の透水化を促進するという、この一文ですが、基本的枠組みでいくならば 2 - 2 の所に入るだろうということで裏ページ 2 ページ目の「U 字水路の流速緩和」とありますこの下にもう 1 つボチを追加いたしまして、「駐車場の舗装の透水化を促進する」とここに

入れたいという事でお願いいたします。

それから付帯事項の部分ですがここに通常の維持管理という文章をどっかに入れたいということで河川改修の部分で読み上げますと「神橋下流の河川改修を最優先としつつも」という所で2行目までそのまま行ってしまうと加えてですねこの所に「早急に対策を講じる。」で「尚、通常の維持管理は着実に実施するものとする」という事の1文を入れたいと、「実施する」でいいですね。これも優先課題として入れておくという意見でしたのでその様にここに入れたいと思います。

それから住民の参加の点ですが、河川改修、総合流域対策で、3目に追加します丸ポチ「住民参加」という言葉を入れまして「河川改修及び流域対策を進めるに当たっては広く住民の意見と参画を進める」という一文をここに付け加えたい。その様にしたいと思いますがいかがでしょうか、よろしいですか、はい、じゃあこれは決まりと言う事にしたいと思います。

次のページ、イメージ図をご覧ください。まず総合治水対策イメージ図です。ここにはですね高田さんの意見、駐車場の透水化というものを下の図の右上の枠の中に追加すると、グラウンド、公園の等活用、そのあとにまた丸ポチとして駐車場の透水化ということを入れたいとで、矢印を適當の箇所に入れたいと思っています。この図面はこれでいいですか。はい。

次の河川改修イメージ図の方をご覧ください、1つ言われていますのは、B区間の引堤の所の話ですがこれは、引堤は調査の結果ということもありまして、言葉で引堤も場合によってはこれは無くなる、無くなるって言えば表現は変ですが、有りうるというようなことでしょうかね、そういった事は口頭で言わせていただきたいと思っています。それからこのE区間F区間についてですけれども、拡幅はとって欲しいという五味さんの意見でございました、これについては一応あの基本案には拡幅という部分は入ってございますので、公聴会では説明、拡幅はありうるとあるいは検討によっては拡幅も有るかもしれないがということで口頭で説明したい。

それでイメージ図としてはこの黒板に書いてあるような、出来るだけ自然を残すようなイメージの図に改めたいと思っていますがそれともう1点、先ほど言っていました拡幅の文章の所ですが E、F の拡幅の部分は、括弧してそのあと必要区間というふうな()を付け加えるというようなことで了解願いたい。以上案として出しますがいかがですか。よろしいですかもし何か有りましたら。はいじゃあそのように修正いたしましてこれを公聴会の提案する案としていきたいと思っています。はいどうもありがとうございました。

続きまして公聴会に配るピラについて事務局から説明おねがいします。

事務局（治水・利水検討室 神原主任）

資料3について事務局の方から説明を致します。10月31日の部会の時に公聴会の方法についてここで案を出させていただきました。それについては、基本的に了承いただきました。ここで公聴会のときに配る資料が決まりましたので、次に公述の募集に移りたいと思います。その際に、住民の皆さんにお知らせということで、これを諏訪市、茅野市、富士見町、原村、建設事務所の窓口において、こういう形で公述を募集してますよというお知らせするため、31日の時も、案を付けさせて頂いたんですが再度確認ということでお願いしたいと思います。前に説明してますので、変わった所だけ確認という意味で説明させて頂きたいと思います。

1の公聴会の開催については変更している所はありません。場所については茅野市民会館という事で、ご了承頂きましたのでそのままになっております。

公述の募集について、応募資格についてですね。この部会の中で、流域に関係する住民の方という所で、富士見町と原村の住民の方にも参加して頂きたいというご意見がありましたので、ここでは流域に関係する住民の方として諏訪市、茅野市、富士見町、原村とさせて頂きました。この4市町村に居住している方、財産を所有している方、事業所等に通勤している方と規定させて頂き、お知らせしたいと思います。

応募方法なんですが、傍聴の方から資格に該当しない方は発表出来ないのかというお話がありました。ただ、部会の中で、基本的には流域住民の方に発言してもらいたいという部会委員の要望もありましたので、部会長とも相談しまして、応募資格に合致しない方は、公述は出来ませんと。但し、意見書の提出は出来るものとなりました。意見書は上川部会提出された意見とみなして公表という事になっておりますので、そういう形で流域外の方にもご意見というのを、部会の方へ伝えるような事が出来る形にしております。

それから、提出方法につきましては、裏面に公述申出書というのが付けてあります。ここに必要な事項を

書いて頂きましてまして、建設事務所の方へ提出して頂くと。これも前に、了承して頂いたものと同じです。提出期限につきまして、こちらの間違ひがありまして 27 日になっておりましたが、これを直しまして平成 14 年の 11 月 28 日の 24 時までとこういう事にしてあります。

公述方法につきましても、概ね 5 分程度、時間の都合上お知らせの中で、40 人程度としてありますが、募集した人数によっては臨機応変に対応するという事で、部会長さんの方からお話が合ったとおりです。

それから、公述する順番は、抽選にしたいとこれも了承頂きましたので、明記してございます。以上、この内容で各窓口に置きまして住民の方から募集したいと思っております。

この後の日程なんですが、ここで了承して頂ければこの内容を来週 18 日に報道機関の方へ発表致しますし、それから、諏訪市、茅野市、富士見町、原村と建設事務所の窓口はこの応募用紙と、今日資料 2 の修正されたものを付けまして窓口に置きたいと思っております。以上でございます。

植木部会長

はい、ありがとうございました。ただ今の、ご説明に対して何かご質問等ございましたら宜しくお願い致します。どうですか。はい、五味さん。

五味委員

40 人以上が応募頂ければほぼですね予定どりの取り組みが出来ると思いますが、その場合でもですね。もう 1 度発言したいという方が出るし、従来は、そういう形が多かったようにお聞きしてますので、その配慮をする場合には 30 分位ですかね。それはまた、再抽選でもするのでしょうか。部会長さんの指名というような方法で、意見の違いがあると両方とか、いう形を取るのでしょうか。何れにしても意見をいっぱなしで終りというのは、どうも深まらないような気がするんですその配慮をしたら如何かと。こういうに思います。私は。

植木部会長

人数が 40 人程度であれば、多分午後 3 時位迄かかるだろうと。確かに公聴会の内容を考えるのであれば、いいものにするのであれば多少そういった意見交換もあってもいいのかなという気はします。私自身も、できるだけ多くの方に聞きたいというのは大前提でございますので、例えばもし時間が 3 時よりも早く終わるのであれば、意見交換みたいなものやってもいいのかなと思っております。但し、3 時過ぎた場合には疲れてる方も多く出るかと思いますが、この辺はその時の状況判断で、延びても 30 分か 1 時間位でしょうか。1 時間やると結構また疲れますけどね。それはその時の判断に任せてください。出来るだけ、いい公聴会にしたいと努力致しますので。多分、言いっぱなしというのは、確かにあまり公聴会の皆さんの意見を聞くという場に於いては、不満がでるかもしれないという気はしますけどね。ただ、砥川、浅川はどういうふうにやりました？

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

公聴会という性格上意見交換という場ではなくて、皆さんの意見をお伺いする場であるというふうに事務局は理解してたんですけども。砥川と浅川の場合でも答えてくれという方はいらっしゃいましたけれども、公聴会の中では基本的に答えてはおりません。

植木部会長

それが、基本という事ですか。公聴会の性格からそういうものであると事務局の方から説明されました。ご質問等、はい。もう 1 度五味さんお願いします。

五味委員

再発言は、なかったんですか。

田中治水・利水検討室長

今の再発言というのは、1 度公述してその後、もう 1 度ということですか。それはありませんでした。

浅川、砥川は参加される方が多くて、そういった状況ではありませんでした。出来れば1度でということだと思いますけども。

植木部会長

私先程、意見交換も考えてると言いましたが、それは今の規定で外れるということですね。そういうことですね。そういうふうに1つの線引きをするということですね。

田中治水・利水検討室長

先程と重複しますが、これはどうだという質疑は行わないと。あくまでここにお集まりの特別委員さんが住民の方の意見を聞くということだと思います。

植木部会長

この辺についてどうですか、他には、はい、藤澤さん。

藤澤委員

ちょっと違いますけど、9時半までに申し込みをした人が会場へ来て抽選をすると、そして当たって見たら30番目だと。自分で計算して30番目頃だったら何時頃だという事で、途中退場して出てもいいのかどうかという点は、どうなのでしょう。

田中治水・利水検討室長

それはご本人の判断だと思います。いろいろ聞いて参考にする為に、その会場に残られるということであれば、勿論、そういう方が多いかと思いますが、どうしても仕事の都合等いろいろあって、例えば、30番目であれば午後になりそうだとということであれば、それはそれでご本人の判断だと私もそう解釈しています。どうでしょうか、部会長。

植木部会長

それは、個人の判断で宜しいのではないのでしょうか。自分がこの時間で発言するだろうという予測を行ってその場に来てくれれば良いということですね。他に、どうですか。大西さん。

大西委員

確かに、公聴会という事で最初の目的に書いてあるように一人5分程度の意見を聞く。その意見の中に質問も当然出されると思いますが、それも答えないということですから、どうですか、40人くるかどうかということと部会のまとめ案に対する意見ということだから、砥川や浅川みたいに平行線で議論するとか、或いは意見が出るという事はあまり予想されません。部会長がそういう趣旨を冒頭話す訳で定数に満たない場合、30分とか1時間予定時間が余った場合、1つの案として公聴会をそこで終了し、上川部会の実質的な懇談とか意見交換の場として折角集まってもらったので、一定の質問と議論を時間の範囲で節度を持って3時まで行うという折中案でどうですか。

植木部会長

はい、参考意見として伺っておきます。その辺は私の判断でもよろしいのでしょうか。はい、そのようにさせていただきます。他に、いかがですか。はい、小松さん。

小松委員

応募が非常に多くて、40人超えたような場合、或いはその40人ではなくても、応募した人が何人が判らないので、公聴会の公述になったかならないかという連絡を事務局の方でもらえるんですか。

田中治水・利水検討室長

例えば、40人予定している所へ、倍近い数があったという場合ですか。事前連絡を。

小松委員

一般に自分が応募しても何人が判らないんですよ。何人応募したか。公述人に、40人という大体の規定があるんで早く出した人が、或いは遅く出した人が、どこで区切るか判らないんですが、だめになった人もいいと思って来たりするんで、公述人ですよという連絡がしてもらえるかどうかと言うことです。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

基本的には当日の抽選という事になるんですが、40人が44, 5人なら多分全員やってもらうと思うんですが、締め切りまでに80人も来たということあれば、考えなければいけないと思います。そこまで来る事を今あまり想定してないのですけれども。

植木部会長

もし、大変多くなった場合には、前もって公述人ですよということを、どうやって決めるということですね。80人なら80人いてどうやって、公述人とそうでない人を決めるかという問題もありますかね。

田中治水・利水検討室長

あまり多ければ対応は考えなければいけないと思いますけれども、例えば、40人に若干多いのであれば、時間のやりくりの中で1人2人、例えば、3人、4人やめて頂くのも何かと思いますのでそれは一連の中で若干多くなってもやっていただく事がいいかと思いますが。

植木部会長

要するに、問題は公述される方が私が公述人であって何時に報告するといことが判ればいいということですね。

田中治水・利水検討室長

それは当日朝来て頂いて、抽選で何番目という形にさせて頂きたいと。

植木部会長

そうですね、はずれということもあると。

田中治水・利水検討室長

但し、意見書は部会には出せるんですが、場合によっては喋れない場面も出てくるという事ですね。余りにも多ければです。

植木部会長

ですから、はずれというより公述人の申し込んだ人の全ての番号を作っておいて、1～最後まで番号は取りあえず付けると。いうことにしておいた方が宜しいのではないですか。

時間によっては、45番台まで行くか、50番台まで行くかその辺わかりませんが、そういうような形にしておいて、或いは場合によっては。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

5人、10人に増えてる位だったらそれで構わないと思いますけども、今、おっしゃっているのは、80人も来た時の話で、朝来て抽選で50人はやってもらうけど、その他の方は残念ながら発表する時間はありませんという形だということをお記しておけば宜しいでしょうか。

小松委員

それはそれでいいと思いますが、意見書の方ですね。例えば、当日抽選したら50番目で漏れちゃったというと、意見書を書いて持って来る人はいいんですけども、それを読み上げる人はいいですけども、受付は

後日でもいいということになりますかね。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

こちらで考えている意見書というのは、公述申出書の事を考えていたんですけども。そこに、自分の言いたいこと、喋りたい事を書いてある。それは発表されない方についても、委員の方には全員にお配りする。

清水委員

そのう、あれだと公述申出書の例えばこれだととても5分喋る事が書けないんだよね。これを出してもらって、公述できる人は自分の意見を5分の内容ではちゃんと喋れるんだけど、もし公述できない人が居た場合はこの文面ではほとんど真意が伝わらないので公述できない人がでた場合は後日でも日を決めて自分の喋りたいことをもっときちんと書いて意見書として出せるような工夫をした方がいいんじゃないかと思うけどね。これじゃあ、三行半だからほとんど、意見にならないと思うんで。

植木部会長

確かにそうですね、漏れた人が書くとしたらこのスペースはちょっと5分間相当にはならないですねそうした場合にはちょっと工夫した方がいいですね。どうですか事務局。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

ではそのようにさせていただきます。表現については事務局に任せてもらえればよろしく願いいたします。

植木部会長

他にいかがでしょうか。ございませんか。それでは今多少意見が出されましたけれどその部分に関しては事務局に任せていただきたいと言う事で、一応この案でよろしですね。はいこれについては。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

書いてある公聴会の開催の所で11月30日、日曜日になっていますが土曜日の誤りです。それと応募資格の所で方というのと者というのが混在していますので全部、方、居住している方、財産を所有している方に統一いたします。

植木部会長

それでは今の訂正がありました。このちらしによりまして、流域住民の公聴会について、周知徹底していくという事で宜しいですね。はい、この件については終わらせて頂きます。

続きまして、現地検討会について進めたいと思います。前回、現地検討会についてやった方がいいという意見が出されました。まずは現地検討会をやるかどうか、やる場合には、例えばみんな一同で最初のころですかのような形でやるのかそれとも、場合によってはそれぞれの方が幹事会にお願いして行くという手もあるのかなというふうには思っておりますが、どうでしょうか。前回の雰囲気ではもう1度みんなで見ましようかというような雰囲気だったと思うんですが、ご意見頂ければというふうに思いますけど。やるという事で宜しいですか。日時を決めてみんなで一応廻るという事でいきたいと思えます。日程についてですが、日程は多分前回予告のような形でお知らせしてあると思えます。11月22日、いろいろ都合があってこの日しかどうも、取れないかなと思っておりますが、11月22日で宜しいでしょうか。

特に、ご意見が無ければ。時間的には多分現地検討会をどこを見るかによって午前中で済むのか、午後になるのかということですね。出発時間は幹事会いつも何時位からやってますかね。

田中治水・利水検討室長

準備の関係やらありますので、10時頃かなという事ですけれども。

植木部会長

という事で、スタートしたいと思います。はい、次行きます。どこを見るかという具体的な見学箇所でございます。是非、ここは見るべきだという点を皆様から出して頂きたいと思うんですが、どうでしょう。はい、大西さん。

大西委員

小松さんや宮坂さん、藤澤さんからも意見をだしてもらえればと思いますが、下流については余り時間を取らないという配慮で私の考えですが、合庁から出発したとして、基本的には車上から橋とか、高水敷の様子、景観、それらは説明してもらい、渋崎橋は車上からの説明、見学でいいと思います。

それから、1箇所だけ高水敷の状況やカットの方法を確認するという事で、マレットゴルフ場の所を高水敷の利用では諏訪市側でも問題にしていますので、そうするとC区間の車橋の上辺りで高水敷に降りてもらい、前後に車橋と飯島橋の老朽化した状況も橋としては見えます。

高水敷はここはかなり高さが2m以上も積もっている所ですから、高さ、巾の関係を見れると思いますので、現地に降りるのはその1箇所位であとは車上見学でいいのではないかと思います。

上流の方は幾つか現地を見ないと判らないという場所を私も感じていますので、茅野市側の方で大半の時間を取ってもらえればいいのではないかと思います。

植木部会長

河川については、今言ったようなC区間の車橋付近でどうかという、あとは上流部の方に時間を割けばというような意見ですけどね。

他に、具体的な見学地ございましたらどんどん上げてほしいんですが、はい、清水さん。

清水委員

確か上流の方が、水田の問題だとか調整池の問題だとかいろいろあるので何か所かになると思うんですが、諏訪の下流部を見たあと宮川からどうでしょう。晴ヶ峰に登って、いわゆる杖突峠というところですけど、あそこから、諏訪湖、八ヶ岳西麓、上川流域全体を一望出来るので、やっぱり上川という川の流域全体を皆で全体像を頭の中に焼き付けておくのが一番いいんじゃないかと。少し時間を食うと思いますが、それを1つのメインとして、あとは下りてきて上川の河川そのものの上流部を見るとすれば、旧鬼場橋、いわゆる柳川合流点辺りを見る程度で、僕は他も似た様な状況なんでこの辺りで、堆砂状況それからいっぱい木が出来た障害物の状況、川の非常に狭くなってる状況とか、いろいろこのあたりに集約できるのでこの辺りで1箇所見るだけで、あとはほ場整備の実際に土地改良課で資料として出された水田の所で説明を受けたり、もう1箇所位入れてもいいかなと思いますが、すでに完成している所のほ場整備地を見てもらう事と、あとはこの前僕が提案した遊水地の河道と兼用した遊水地というのは、かなりイメージが混乱しているようなので、それに類似した既存の場所があるのでその辺り、これは299号の糸萱区の下折橋という所ですが、上川の支流の角名川がその道の下を走ってます。ここが非常に既成の河道兼用遊水地の状況を呈しているので、その辺りを見てイメージを見てもらって、あと上川の流域の中で1番問題である柳川をもう1度見て、あとダム跡地ですね。その辺りでいいんじゃないかと思いますが、時間的にどうかという事はまた検討しなければいけないと思いますが、以上です。

植木部会長

今、清水さんからかなりいいポイントを頂きましたね。宮川から杖突峠、そこで一望すると、これちょっと時間かかりますかね。それから柳川合流点。ここで大体上流部の河川の状況が様々に把握できる箇所なのでここを見れば、それから、ほ場整備のどこかされてるところですね。遊水地にふさわしいと思われるような場所。それから柳川、これは土砂の流出が多い川ですのでもう1回見てみたらということですね。

そして、最後にダム跡地というような。そうすると、今の大西さんと清水さんの意見で大体これで1日かかりますね。はい、どうぞ幹事会。

諏訪建設事務所 佐藤ダム課長

場所をお聞きしたので、行程はたたると思うんですね。各委員さん方がそこで、どんな説明されてどの位

の時間がほしいのか、それが判ると、行程等組めると思うんですが、ですから各場所でどの委員さんがどんな説明をされるのか、所用時間等今すぐ調整して頂かないと次回という訳には行きませんので、それで調整していただければ、また、行程は組めると思います。

植木部会長

他に、ここはという所がございましたら。はい、高田さん。

高田委員

水田が重要視されていますが、実際にこの前の運動場かなり広いんです。で、今朝ここ私 1 時間位ほど、歩いたんですが見る所がかなり多い。そんなとこも、もし早く終わるんだったらそのあとでみんなで行ってみてもいいかも知れません、今日。色々イメージが湧くと思います。

柳平委員

滝ノ湯堰の所属する中で、三井の森の中に竜神池が 1 つ有ります。その拡張できるかどうかということ、それから前々から話題が出ています大深沢の遊水地と溜池の可能性のある箇所を見てもらえばと思います。

植木部会長

大深沢ね利水関係ですね、これは見ておきたいですね、はい。他に何か。小平さん。

小平委員

傍聴の方からは。

植木部会長

傍聴の方からですか。これは基本的に部会のメンバーがやるので、傍聴の方は傍聴の方で個別に対応していただければと思うんですね。他に何か。大体出ましたか、はい五味さん。

五味委員

私は相変わらずこの全体の治水は諏訪湖にあると思ってますから。釜口水門を時間指定してですねこれは建設事務所長さんもおいでだし、半からですからね私中に入らなくてもいいと思うんですが、一応私、釜口水門。こだわりませんけども時間の都合がつくんならば有効な見学をさせてもらいたい。

植木部会長

聞けば聞くほど、どんどん出てきて切りがなさそうな気がします。これ位でほほいいところが出た気がしますね。それで時間の関係が有りますので、この中で最低行かなきゃならないという所をまずはピックアップして後、どういうルートになるかによりますが、時間がある程度余裕が出た場合にはここも行くということにしておいてよろしいですかね。そうしないとどうも、全部廻りきれぬか判らないですから。優先順位としては、私の方から意見を出させて頂きます。

1 つは、水田。ほ場整備ですね。ここは見たい。それから、大深沢見たいですね。遊水地になるのかどうか可能性ですね。溜池としての利水関係の問題ですね。それから、柳川合流点、ここで上流部の河川改修について見てみたいと思います。それから、高水敷の点で、先ほど言った車橋付近ですね。その C 区間がどういう状況なのか見てみたい。1, 2, 3, 4 つ最低今出しました。ここの 4 つは最低見たいんですがいかがですか。宜しいですか。はい。あとはどうですか。他にこれも是非いう強いご意見があれば、この 4 つだけですと今のところは、多分まだまだ余裕があるかなという気がするんですね。遠いところというならば、晴ヶ峰それから釜口が遠くなりますよね。もう 1 度ダム跡地も見て見ますか。ダム建設予定地ということを取り合えずまだしておきます。ここ見ますか 1 番上の方ですね。ダム建設予定地を見るという事で 5 つ目に入ります。これまで経験上感じはどうですか。この 5 つを見ると一杯一杯でしょうか。各箇所質問したい点があればという先ほど幹事会の方からの指摘がありました。下の方から行くならば C 区間の車橋付近ですと、説明はどういった説明が大西さん頂けたら宜しいでしょうか。特にないですか。何でもいいですか。そ

うですね大体この辺で話をしていますからね。特に、実際見て15分あれば十分ですか。それから、ほ場整備。これはこういった説明を頂いたら我々は参考になるでしょうか。高田さん何かないですか。ほ場整備の問題について。畦の状況。マイクお願いします。

高田委員

水の出入りの水路ですね。それと畦の状況、排水溝の状況、それと全体的な、面積的な広がり雰囲気ですねそれ位だと思います。これも15分もあれば十分だと思います。

植木部会長

15分から20分あれば、ほ場整備いいですね。それから、大深沢、柳平さんこういった事を大深沢だと説明して頂きたいというのがございますかね。

柳平委員

現状を見てもらうということだと思いますので、それで車から降りて歩かないとそのとこまで、入れませんので。

植木部会長

これちょっと時間が必要ですね。

柳平委員

と、思いますけども。

植木部会長

30分。そんなにかからない？人数が多いと時間がかかるので、30分位みておきましょうか。要するに、現状を見て可能性を聞きたいということですね。利水としてその辺の説明がほしいですね。それから、柳川合流点。この辺はもうまさにそこに降りて見るということですね。車から降りてすぐということですね。

鬼場の狭窄部と柳川をセットにということですか。そうするとこれも20分から30分取っておけばいいんじゃないでしょうか。実際には歩いて見たほうがいいんじゃないですか。鬼場の狭窄部辺りで降りて、柳川合流点に行くというような感じですかね。これも30分位取っておけば十分じゃないかというふうに思いますけども。それから、ダム建設予定地は見るだけですか。もう1回見るということですね。取りあえず行くという事にします。このダム建設予定地まで行くことですねその流域もずっと一応見れますよね途中で車の中からも。現地でダム建設予定地は10分か15分あればいいと思いますけども、そうすると実質は見て降りる分だけならば、1, 2, 3, 4, 5点だけですね2時間位で見るだけですね。移動時間があるんですね。今の所全部で5時間位ですか。移動時間を長めにみたら5時間位と。10時から行くならば、途中、昼食を取って4時ですね。これでいっぱいですか。そういうことで計画して頂けますか。もし、この移動途中で、遊水地とかですね途中であればこういった所も少し、車のなかからでも結構だと思うんですが、少し配慮頂いてこの遊水地の箇所ですね。見るということも可能かというふうに思います。晴ヶ峰、釜口水門いかが致しましょう。釜口水門、五味さん除いてもいいですか。

○五味委員

晴ヶ峰は、総合治水が・・・

○清水委員

ダム跡地除いて晴ヶ峰を見た方が。

植木部会長

ダム建設予定地を除いて晴ヶ峰を見たほうが有益じゃないかということですね。どういたしましょう。そうしますか。その方がいいですか柳平さん。全体を見るならば、晴ヶ峰で見るという。ダム建設予定地はや

めて杖突峠の方に行こうということで変更しましょう。

五味委員

そうしますと、いままでになかったんですが私たち宮川を見てないんだよね皆では。これだけ論議した宮川を。宮川は降りなくてもいいが、要所々が見えるのは晴ヶ峰へ行くんですからその前に、山の際の方へ出て、宮川沿いに見ながら晴ヶ峰に行くと。

植木部会長

そうしましょう。これで何とか時間を立てて頂きたいというふうに思います。ダム建設予定地はこれは無しということで、晴ヶ峰を見ると。晴ヶ峰のついでに、宮川も見に行くということで行きたいと思います。幹事会、今の話で宜しいでしょうか。大体。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

確認を何点か。行く場所については宜しいですね。ほ場の水田はこれは地方事務所と土地改良課で、どこか適当な場所を選んで頂くということで。それで2点判らないんですが、当日の天候によっては、晴ヶ峰に行っても無駄な場合がありますので、そういう場合には時間短縮するような方向で考えたいと。それと説明なんです、こちらの方では、委員の皆さんから他の委員にここを見てもらいたいという発想の調査だという事で、それぞれの委員さんから説明されるものだと理解していたんですが、私たちに説明をしると言われても、お前たちはなんだここへ来てこんな説明をするのかと言われても。

植木部会長

部会員が主体的にやりましょうか。一番詳しい人、或るいは今提案頂いた大西さんと清水さんに、特に五味さんとかもですね。一応自分たちで色々説明出来る部分は説明するという事で、もし、幹事会の方にこの資料だけ用意してほしいというものがあっても宜しいかと思えますね。大深沢は、柳平さん説明できますか。何となく。じゃお願いしますね。それから、ほ場整備の方は、土地改良のほうとの検討でお願いいたします。あとは提案された方が中心に、そこで議論もすることになるかと思いますが、一応こういった予定で行きたいと。天気が悪ければ晴ヶ峰はやめて、ダム建設予定地にするか或るいは、釜口水門。それはその時に考えますか。それでは、こうすることで、現地視察を予定しますので、10時、どこで集合宜しいですか。合庁でいいですか。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

10時に合同庁舎でお願いします。

植木部会長

11月22日10時合同庁舎。10時発。

事務局（治水・利水検討室 荻野企画員）

すいません。10時発ですので集合については、それよりも前にはバスに乗られる様にとということで。

植木部会長

あと、寒いと思いますので、それなりの準備を十分して来てください。それでは、そういうことで現地検討会については終わらせて頂きたいと思えます。それから、12月4日以降の部会日程を決めたいと思えます。12月4日に部会がありまして、6日に検討委員会があります。そして、検討委員会は、25日にあります。検討委員会6日～25日の間に時間がありましてここで部会を開催したいと思っております。ただこの期間は県議会があります。市議会もありますか。市議会はいつからいつですか。2日から18日位までが市議会。他の方で予定が入っているというような、市議会、県議会が20日まででしたか。そうしますと、18、20日頃までは出来ないということですね、今、考えているのは、事務局とも相談してみたいんですが、12月20日というのはどうかという事です。要するに、県議会が終わる最終日12月20日、いよいよで

すね最後の現地検討会、公聴会それから、検討委員会への中間報告的なものだとした所を踏まえて最終的な答申案をつくるということになります。それが、12月20日ということで考えて行きたい。

そうしますと、12月20日でまとまると、12月25日の検討委員会に上川部会の最終答申書が出されるということになるわけです。出来ればこのペースで行きたいと思っておりますが、20日で宜しいでしょうか。今から予定してほしいんですが。はい、どうかひとつ宜しくお願い致します。12月20日上川部会やります。それでは、以上が大体議題として、全て終了致しました。何か、検討室の方から連絡事項がありましたらお願いしたいんですが。

田中利水・治水検討室長

次回、11月22日の現地調査ということで、お願いしたいと思えます。他には結構です。

植木部会長

それでは、今日基本案も修正されまして、公聴会に向けての資料も出来上がりました。30日公聴会が開催されます。基本的には多くの地域住民の方の意見を聞きたいということの基本姿勢にして公聴会をやりたいと思えますので、みなさんも色々な人の意見を聞いて1つの判断材料にして頂きたいというふうに思っております。それでは本日はご苦労さまでした。